

環境省による事業

令和3年度

二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金
(集合住宅の省CO2化促進事業(高低中層ZEH-M))のうち

■ 高層ZEH-M(ゼッチ・マンション)支援事業

公募要領

令和3年4月

補助金を申請及び受給される皆様へ

一般社団法人 環境共創イニシアチブ(以下「SII」という)が取り扱う補助金は、公的な国庫補助金を財源としており、社会的にその適正な執行が強く求められます。当然ながら、SIIとしても厳正に補助金の執行を行うとともに、虚偽や不正行為に対しては厳正に対処いたします。

本事業の補助金の交付を申請する方、採択されて補助金を受給される方は、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号。以下「補助金適正化法」という)」、及びSIIが定める「令和3年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(集合住宅の省CO2化促進事業(高低中層ZEH-M))交付規程(以下「交付規程」という)」をよくご理解の上、また下記の点についても十分にご認識いただいた上で補助金受給に関する全ての手続きを適正に行っていただきますようお願いいたします。

- ① 補助金に関係する全ての提出書類において、いかなる理由があってもその内容に虚偽の記述を行わないでください。
- ② 偽りその他の不正な手段により、補助金を不正に受給した疑いがある場合には、SIIとして、補助金の受給者に対し必要に応じて現地調査等を実施します。
なお、事業に係る取引先(請負先、委託先以降も含む)に対して、不明瞭な点が確認された場合、補助金の受給者立ち会いのもとに必要に応じ現地調査等を実施します。その際、補助金の受給者から取引先に対して協力をお願いしていただくこととします。
- ③ ②の調査の結果、不正行為が認められたときは、当該補助金に係る交付決定の取消を行うとともに、受領済の補助金のうち取消対象となった額に加算金(年10.95%の利率)を加えた額をSIIに返還していただき、当該金額を国庫に返納します。また、SIIから新たな補助金等の交付を一定期間行わないこと等の措置を執るとともに当該事業者の名称及び不正の内容を公表することがあります。
- ④ 補助金に係る不正行為に対しては、補助金適正化法第29条から第32条において、刑事罰等を科す旨規定されています。あらかじめ補助金に関するそれら規定を十分に理解した上で本事業の申請手続きを行うこととしてください。
- ⑤ SIIから補助金の交付決定を通知する前に、既に発注等を完了させた事業等については、補助金の交付対象とはなりません。
- ⑥ 補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合、若しくは補助事業の一部を第三者に委託し、又は第三者と共同して実施しようとする場合の契約(契約金額100万円未満のものを除く)に当たっては、環境省から補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている事業者を契約の相手方とすることは原則できません(補助事業の実施体制が何重であっても同様)。
- ⑦ 補助金で取得、又は効用の増加した財産(以下「取得財産等」という)を、当該取得財産等の処分制限期間内に処分しようとするときは、事前に処分内容等についてSIIの承認を受けなければなりません。また、その際補助金の返還が発生する場合があります。なお、SIIは、必要に応じて取得財産等の管理状況等について調査することがあります。
※ 処分制限期間とは、導入した機器等の法定耐用年数(減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年3月31日大蔵省令第15号)に定める年数)の期間をいう(以下同じ)。
※ 処分とは、補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、廃棄し、又は担保に供することをいう。
- ⑧ 補助事業に係る資料(申請書類、SII発行文書、経理に係る帳簿及び全ての証拠書類)は、補助事業の完了(廃止の承認を受けた場合を含む)の日の属する年度の終了後5年間いつでも閲覧に供せるよう保存してください。
- ⑨ SIIは、交付決定後、交付決定した事業者名、エネマネ事業者名、補助事業概要等をSIIのホームページ等で公表することがあります(個人・個人事業主を除く)。

INDEX

1章 我が国のZEH普及政策と補助事業について

1 我が国のZEH普及政策と補助事業について

1-1	趣旨	7
1-2	今年度の各省によるZEHに対する支援一覧	9

2章 事業概要

2 事業概要

2-1	事業内容	11
(1)	補助金名	11
(2)	事業規模	11
(3)	補助事業者	11
(4)	補助事業	11
(5)	交付要件	11
(6)	補助対象建築物	13
(7)	申請の単位	13
(8)	補助対象経費	13
(9)	補助率及び補助金額の上限	13
(10)	事業スキーム	14
(11)	公募期間	14
(12)	事業期間	14
(13)	完了実績報告書提出期限	14
(14)	公募説明会	14
2-2	ZEHデベロッパーとは	15
2-3	入居者募集時、不動産物件情報掲載時の表示要件	16
(1)	表示事項	16
(2)	表示対象・方法	16
(3)	報告方法	16
【補足①】	本事業に必要な住棟の省エネ性能表示制度(BELS等)の評価証について	17
【補足②】	広告媒体へのBELS簡易証使用例、掲載サイズと掲載方法詳細	18
【補足③】	複数年度事業について	19
【補足④】	「エネルギー使用状況の計測・報告期間」 「定期報告(アンケート)の回答期間」について	20

INDEX

3章 事業要件

3 事業要件

3-1	補助事業の要件	24
(1)	申請者の区分と留意事項	24
(2)	補助対象建築物	24
(3)	補助対象経費と項目	25
(4)	補助対象となる設備等の要件	26
(5)	補助対象とならない主な部分	28
3-2	補助対象経費の計算方法	29
(1)	補助対象経費の算出手順	29
(2)	補助対象経費の算出方法のまとめ表	30
(3)	補助対象経費の算出方法	31
	(A)省エネ性能評価取得に係る費用(住戸BELS取得費用を含む) …	31
	(B)交付決定後に行うエネルギー計算に係る費用 …	31
	(C)住戸に係る高性能断熱材に係る費用(開口部材を含む) …	32
	★共用部に係る高性能断熱材に係る費用 …	33
	(D)専有部に導入する高効率空調設備に係る費用 …	34
	(E)専有部に導入する高効率給湯設備に係る費用 …	35
	(F)専有部に導入する高効率換気設備に係る費用 …	36
	(G)専有部に導入する高効率照明設備に係る費用 …	36
	(H)専有部に導入する蓄電システムに係る費用 …	37
	(I)専有部に導入するエネルギー計測表示装置(HEMS)に係る費用 …	37
	★(D)～(I)に該当しない専有部に導入する設備に係る費用 …	37
	★★共用部に導入する設備に係る費用 …	37
3-3	8地域における要件	38

4章 事業の実施

4 事業の実施

4-1	事業スケジュール	40
4-2	公募～交付決定	41
(1)	事業の公募	41
(2)	交付申請	41
(3)	審査	41
(4)	交付決定	42
(5)	事務取扱説明会	42
(6)	採択事業の公表	42
4-3	補助事業の開始	43
4-4	中間報告	43
4-5	補助事業の注意事項	43
4-6	省エネルギー性能評価の認証取得	44
4-7	補助事業の完了	44
4-8	報告及び交付額の確定	44
4-9	確定検査(書類審査・現地調査)	44
4-10	補助金の支払い	44
4-11	取得財産の管理等	45
4-12	交付決定の取消、補助金の返還、罰則等	45
4-13	実施状況の報告(定期報告アンケートについて)	46
4-14	「ZEH-M実現に向けた ZEH-M設計ガイドライン作成」のための情報開示	46
4-15	補助事業に係るデータの取り扱い	46
4-16	よくある質問について	46

INDEX

5章 交付申請の方法

5	交付申請の方法	
5-1	申請について	48
(1)	申請の流れ	48
(2)	公募期間	48
5-2	申請書類ファイル体裁	48
5-3	申請書類リスト	49
	交付申請書及び添付書類の入力例	50

6章 申請書提出先及び問合せ先

6	申請書提出先及び問合せ先	
(1)	提出先	75
(2)	発送の注意事項	75
(3)	問合せ先	75

1章 我が国のZEH普及政策と 補助事業について

1 我が国のZEH普及政策と補助事業について

1-1 趣旨

「エネルギー基本計画」(2014年4月閣議決定)において、「住宅については、2020年までに標準的な新築住宅で、2030年までに新築住宅の平均でZEHの実現を目指す」という政策目標を設定しているほか、「地球温暖化対策計画」(2016年5月閣議決定)等においても同様の政策目標が設定され、2015年には経済産業省資源エネルギー庁により、ZEHの統一的な定義が公表されると共に、2020年の普及目標に向けたロードマップ(ZEHロードマップ)が公表された。

また、中長期エネルギー需給見通し(エネルギーミックス)の着実な実現に向けては、ZEHに係る2030年の政策目標において集合住宅を位置づけると共に、集合住宅におけるZEHの定義や中長期での具体的な政策目標を明確にすることが不可欠であるとして、経済産業省資源エネルギー庁は、「集合住宅におけるZEHの定義」を定めた上で、これの普及に向けたロードマップを策定ののち、「集合住宅におけるZEHロードマップ検討委員会とりまとめ」を2018年5月に公表した(※)。

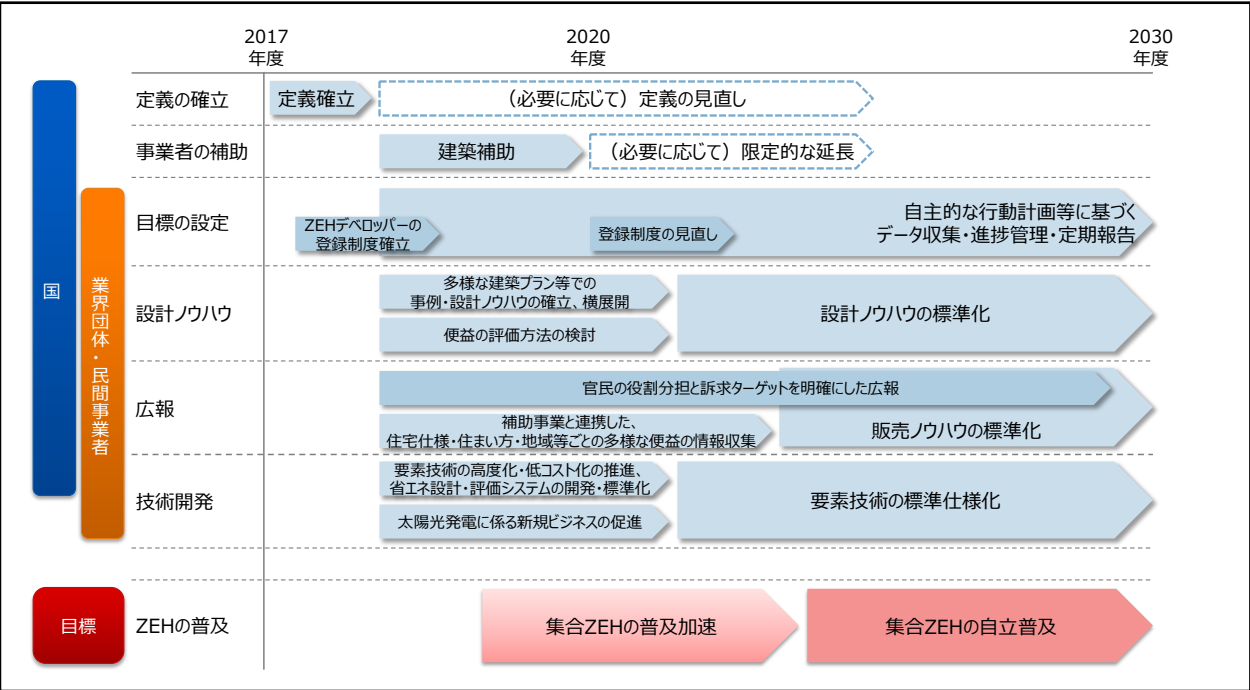
しかし、集合住宅の省エネルギー化は重要な課題ではあるものの、再生可能エネルギーのための面積(屋根面積)が限定されることから、住棟単位でのZEH(ZEH-M)の実現は難易度が高いこともあり、現状において実証事例は少ない状況にある。

本事業では、集合住宅のZEH化をとりまく目標や課題の存在を踏まえて、集合住宅のZEH化を促進するための設計ガイドラインを策定するために必要な事業を公募し、設計仕様やエネルギー性能に関する情報を提供する事業者に対し、集合住宅のZEH化にかかる費用の一部を補助すると共に、以下の登録制度を導入することでロードマップに基づくZEHの普及実現を目指すものである。

- ◆ZEHデベロッパー登録制度・・・・・・・・ZEH-Mの案件形成の中心的な役割を担う建築主(マンションデベロッパー、所有者等)や建築請負会社(ゼネコン、ハウスメーカーなど建設会社)を「ZEHデベロッパー」として登録し広く公表する制度。

※「集合住宅におけるZEHロードマップ検討委員会とりまとめ」については、経済産業省資源エネルギー庁のホームページを参照。
https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/general/housing/index03.html

■集合住宅におけるZEH普及に向けたロードマップ



＜ご参考＞集合住宅におけるZEHの定義と目指すべき水準(住棟単位)

		評価基準 ^{注1)}				特記事項
		ゼッチ・マンション 『ZEH-M』	ゼッチ・マンション Nearly ZEH-M	ゼッチ・マンション ZEH-M Ready	ゼッチ・マンション ZEH-M Oriented	
①住棟または住宅用途部分(複合建築物の場合) ^{注2、3、4)}	U _A 値が全住戸でZEH基準	・強化外皮基準 ・省エネのみ20%減 ・再エネ等含め100%減	・強化外皮基準 ・省エネのみ20%減 ・再エネ等含め75%減	・強化外皮基準 ・省エネのみ20%減 ・再エネ等含め50%減	・強化外皮基準 ・省エネのみ20%減	(住棟の評価方法) ・U _A 値:全ての住戸 ・省エネ率(BEI) 共用部含む住棟全体
	目指すべき水準 ^{注5)}	・1～3階建において 目指すべき水準		・4～5階建において 目指すべき水準	・6階建以上において 目指すべき水準	(特記事項なし)

＜ご参考＞集合住宅におけるZEHの定義と目指すべき水準(住戸単位)

		評価基準 ^{注1)}				特記事項
		『ZEH』	Nearly ZEH	ZEH Ready	ZEH Oriented	
②住戸 ^{注2、3、4)}		・強化外皮基準 ^{注2)} ・省エネのみ20%減 ・再エネ等含め100%減	・強化外皮基準 ・省エネのみ20%減 ・再エネ等含め75%減	・強化外皮基準 ・省エネのみ20%減 ・再エネ等含め50%減	・強化外皮基準 ・省エネのみ20%減	(特記事項なし)

注1) ①住棟または住宅用途部分と②住戸のZEH評価は、独立して行うものとする。

注2) 強化外皮基準は、1～8地域の平成28年省エネルギー基準(η_{AC}値、気密・防露性能の確保等の留意事項)を満たした上で、U_A値1・2地域:0.4W/㎡K以下、3地域:0.5W/㎡K以下、4～7地域:0.6W/㎡K以下とする。

注3) 一次エネルギー消費量の計算は、住戸部分は住宅計算法(暖冷房、換気、給湯、照明(その他の一次エネルギー消費量は除く))、共用部は非住宅計算法(暖冷房、換気、給湯、照明、昇降機(その他の一次エネルギー消費量は除く))とする。

注4) 再生可能エネルギー等によるエネルギー供給量の対象は敷地内(オンサイト)に限定し、自家消費分に加え、売電分も対象に含める。(但し、余剰売電分に限る。)

注5) ①住棟または住宅用途部分(複合建築物の場合)では、建物高さに応じて、目指すべきZEH-Mの水準を設定している。3階建以下については、同様の高さでの戸建住宅が実態上存在すること等を踏まえ、『ZEH-M』またはNearly ZEH-Mを目指すものとしている。また、4階建以上の集合住宅の中でも、特に高さ20mを超える集合住宅(6階建等)には、建築基準法第56条(隣地斜線制限)や避雷設備設置基準等の対応が求められ、屋上面での再生可能エネルギーの導入に影響する可能性があることから、4階以上5階建以下については、ZEH-M Ready、6階建以上についてはZEH-M Orientedを目指すものとしている。

＜注意＞ 上記は集合住宅におけるZEHの定義であり、本事業の補助要件とは異なる。

本事業では、住宅部分が6層以上20層以下の高層集合住宅で、住棟の評価が「ZEH-M Oriented 以上」となる集合住宅を公募する。

1-2 今年度の各省によるZEHに対する支援一覧

国土交通省、経済産業省、環境省によるZEHに対する支援一覧

国土交通省・経済産業省・環境省は連携して、住宅の省エネ・省CO₂化に取り組み、ZEHのさらなる普及を目指しています。

SIIではこれらのうち、7つの補助事業を執行しています。

：緑色のラインは相互に連携する事業を示す

省庁	役割	戸建住宅への補助事業	集合住宅への補助事業
国土交通省	中小工務店等が連携して建築するZEH	<令和3年度> 地域型住宅グリーン化事業 一般社団法人 環境共創イニシアチブ SIIが執行する補助事業	
経済産業省	将来のさらなる普及に向けて供給を促進すべきZEH	<令和3年度> ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス実証事業のうち次世代ZEH+実証事業 (以下、「次世代ZEH+実証事業」)	<令和3年度> ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス実証事業のうち超高層ZEH-M実証事業 (以下、「超高層ZEH-M実証事業」)
環境省	引き続き供給を促進すべきZEH 脱炭素化および災害時のレジリエンス強化	<令和2年度(第3次補正)> 戸建住宅ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス(ZEH)化等支援事業 (以下、「ZEH支援事業」) <令和3年度> 戸建住宅ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス(ZEH)化等支援事業のうちZEH支援事業 (以下、「ZEH支援事業」) <令和3年度> 集合住宅の省CO2化促進事業(高低中層ZEH-M)のうち先進的再生可能エネルギー熱等導入支援事業 (以下、「先進的再エネ熱等導入支援事業」)	<令和3年度> 集合住宅の省CO2化促進事業(高低中層ZEH-M)のうち高層ZEH-M支援事業 (以下、「高層ZEH-M支援事業」) <令和3年度> 集合住宅の省CO2化促進事業(高低中層ZEH-M)のうち低中層ZEH-M促進事業 (以下、「低中層ZEH-M促進事業」)

※「地域型住宅グリーン化事業」の事業詳細については当該事業の執行団体に問合せください。

2章 事業概要

2 事業概要

2-1 事業内容

(1) 補助金名

令和3年度 二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金
(集合住宅の省CO2化促進事業(高低中層ZEH-M))のうち高層ZEH-M(ゼッチ・マンション)支援事業
(略称: 令和3年度 高層ZEH-M(ゼッチ・マンション)支援事業(以下、「本事業」という))

(2) 事業規模

事業規模 約 1 億円(予定)

(3) 補助事業者

補助対象となる事業者(以下、「申請者」という)は、補助対象となる新築集合住宅の建築主、デベロッパー等(所有者)であり、以下①②のいずれかに該当し、③を満たすもの。

- ① SIIが公募・登録・公表を行うZEHデベロッパー(P15参照)に登録されているもの。
- ② 個人または宅地建物取引業免許を有する不動産業以外の法人であり、ZEHデベロッパーに補助対象建築物の建築を発注する計画を有する建築主。
- ③ 政府が推進する国民活動「COOL CHOICE」の趣旨に賛同し、「COOL CHOICE賛同登録」を行っていること。
※ COOL CHOICE特設サイト(<https://ondankataisaku.env.go.jp/coolchoice/join.html>)にて「賛同登録」を行うこと。

(4) 補助事業

交付要件を満たす高層集合住宅※にZEH-Mの構成要素となる高性能建材や高性能設備等を導入する事業。

※本事業において高層集合住宅とは、住宅用途部分が6層以上20層以下である集合住宅を指す。

ただし、住宅用途部分の占める面積が半分未満となる階層は階数に算入しない。

(5) 交付要件

以下の要件を全て満たすこと。

- ① 申請者は日本国内で事業を営んでいる個人事業主※¹または法人等であって、高層ZEH-Mの構成要素に必要なシステム・機器を国内の高層集合住宅に導入する事業であること。
- ② ZEH-M設計ガイドライン作成ならびに普及に向けた施策のため、補助対象建築物となるZEH-Mに資する設計情報を開示することについて承諾していること。
- ③ 住宅用途部分が6層以上20層以下であること。ただし、住宅用途部分の占める面積が半分未満となる階層は階数に算入しない。
- ④ 申請には、SIIの登録を受けた「ZEHデベロッパー」による事業(または係る事業)であることを必須とする。
なお、令和2年度以前にSIIの登録を受けたZEHデベロッパーは、「令和2年度ZEHデベロッパー実績報告書」をZEHデベロッパー実績報告期間内に提出していることが要件となる。
- ⑤ 集合住宅のZEHの定義におけるZEH-M Oriented以上を達成すること。(P8参照)
(再生可能エネルギー等の売電は、余剰売電に限るので注意すること。)
- ⑥ 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成27年法律第53号(以下「建築物省エネ法」という))第7条に基づく省エネルギー性能表示(BELS等、第三者認証を受けているものに限る)により、補助対象建築物について、住棟の評価として『ZEH-M』、Nearly ZEH-M、ZEH-M Ready、ZEH-M Orientedのうち交付申請時に示した省エネルギー性能評価の認証を、本年度の事業完了日までに取得すること。(エネルギー計算は「建築物エネルギー消費性能基準等」※²による計算とする)

- ⑦ 補助対象建築物の住宅用途にかかる部分(全住戸及び住宅用途にかかる共用部)全てのエネルギー使用状況を計測・記録できること。
- ⑧ 分譲集合住宅においては、住宅専有部ならびに住宅用途にかかる共用部について、各々または共同で、計測データを基にした「エネルギー使用状況報告が可能なデータ管理体制」を有し、要件となるエネルギー使用状況の報告を行うこと。(補足④P20～P21参照)
賃貸集合住宅においては、補助事業者が計測データ等を基にした「エネルギー使用状況報告が可能なデータ管理体制」を有すること。
- ⑨ 分譲集合住宅においては、補助事業完了ののち「過半の住戸が入居を終えたあとの4月1日または10月1日のうち早い日から2年間、エネルギー使用状況をSIIに提出しなければならない旨」を、住宅専有部の不動産売買契約に付随する重要事項説明書類に明示すると共に、住宅にかかる共用部については、管理組合等に所有権を譲渡する際に締結する不動産売買契約に付随する重要事項説明書類に「引渡しから2年間、共用部のエネルギー使用状況をSIIに提出しなければならない旨」を明示すること。(補足④P20～P21参照)
賃貸集合住宅においては、補助対象建築物の住宅用途にかかる部分全てのエネルギー使用状況を2年間、補助事業者がSIIに報告すること。(補足④P20～P21参照)
 また、賃貸借契約に付随する重要事項説明書類に「本事業のエネルギー使用状況の報告対象物件である旨」を明示し、入居者の同意を得ること。
- ⑩ 補助対象物件の入居者募集広告等において、建築物省エネ法第7条に基づく省エネ性能表示(簡易版)及びZEH-Mマークを原則として明示すること。(P16、補足②P18参照)
- ⑪ 8地域においては「8地域における要件」(P38参照)を満たすこと。
- ⑫ 申請者は、補助事業の遂行能力(社会的信用、資力、執行体制等が整い、事業の継続性が担保されていること)を有すること。
- ⑬ 環境省からの補助金等停止措置または指名停止措置が講じられていない者の申請による事業であること。
 また、補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合(契約金額100万円未満のものを除く)にあたっては、環境省からの補助金交付等停止措置または指名停止措置が講じられている事業者を相手方とすることはできないので注意すること。https://www.env.go.jp/kanbo/shotatsu/post_26.html
 その他、公的資金の交付先として社会通念上適切と認められない補助事業者からの申請は対象外とする。
- ※1 個人事業主は、原則、青色申告者であり、税務代理権限証書の写し、または税理士・会計士等により申告内容が事実と相違ないことの証明(任意書式)、または税務署の受領印が押印された確定申告書と所得税青色申告決算書の写しを提出できること。
- ※2 建築物省エネ法に基づく建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令。(平成28年度経済産業省・国土交通省令第1号)のこと。
 また、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部を改正する法律(令和元年法律第4号。以下、「改正建築物省エネ法」という)の施行に伴い変更された地域区分及び日射地域区分については、改正後の申請区分での申請のみ可とする。

(6) 補助対象建築物

採択枠一覧表 (P24参照) で示す新築高層集合住宅。

(7) 申請の単位

本事業の申請は住棟単位とし、かつ建築物省エネ法第7条に基づく省エネ性能表示 (BELS等) の評価における評価書ごととする。

(8) 補助対象経費

補助事業に必要なZEH-Mに資する下記の費用の詳細は、3-1 (4) 補助対象となる設備等の要件 (P26) を参照。

- ・設計費 : 第三者評価機関による認証取得費用、エネルギー計算に要する費用
- ・設備費 : 高性能断熱材や空調、照明、給湯等の機器及びHEMS、MEMS、蓄電システム等の設備費用
- ・工事費 : 補助対象設備の導入に不可欠な工事費

(9) 補助率及び補助金額の上限

補助率 : 補助対象経費の1/2以内とする。
※ただし、算出された補助金の額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。

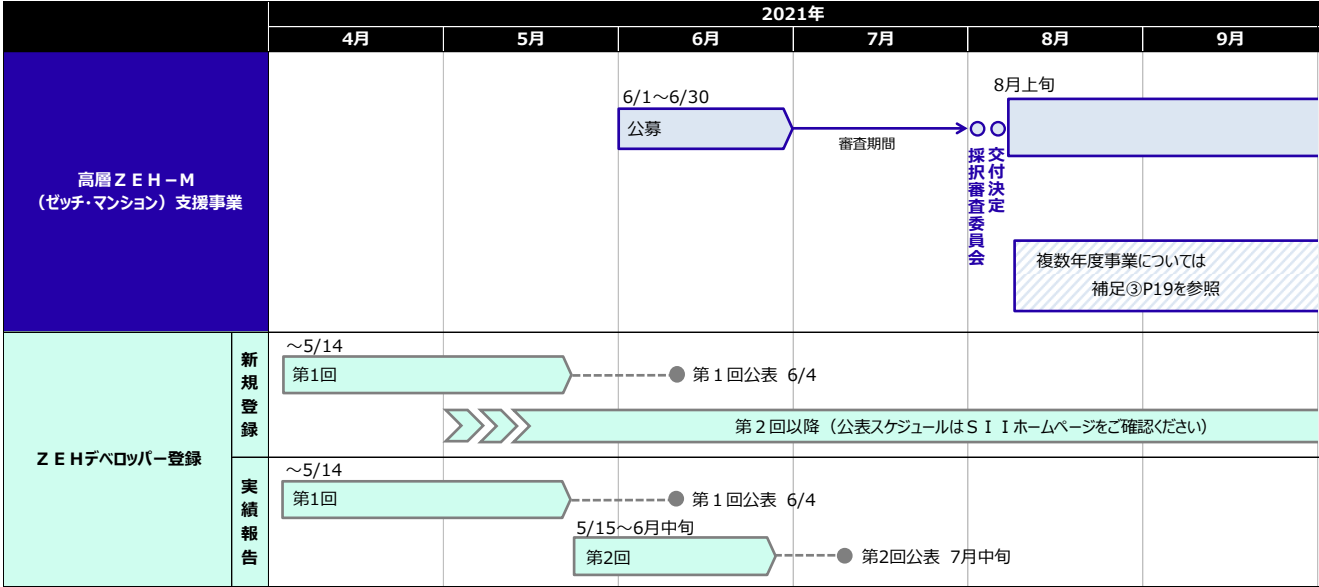
補助金額の上限 : 補助金額の上限は以下の通り
① 3億円/年
② 複数年度事業における事業全体の上限 : 8億円
③ 補助対象事業の費用対効果に伴う補助金額の上限 : 以下の計算式による。

■ 補助対象事業の費用対効果に伴う補助金の上限

$$\text{補助金の額} \leq 108.15 \times \text{年間一次エネルギー消費削減量}^{\ast}$$

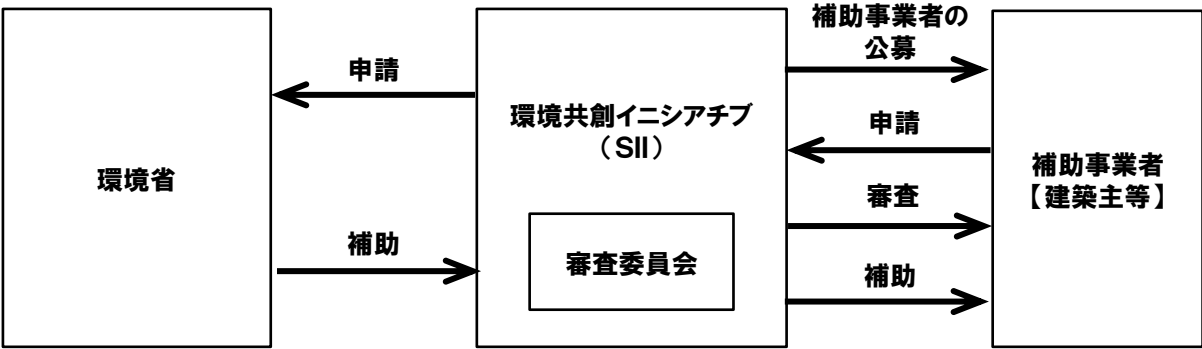
※ 補助対象事業の基準一次エネルギー消費量 (MJ/年) から
年間設計一次エネルギー消費量 (創エネ量を含む) (MJ/年) を差し引いた量。
エネルギー計算は、P11 2-1 (5) 交付要件 ⑥ 記載の計算方法によること。

■ 本事業のスケジュール



(10) 事業スキーム

本事業の運営は以下のスキームによる。



(11) 公募期間

公募期間：2021年 6月 1日(火)～2021年 6月 30日(水) 17時SII必着

(12) 事業期間

原則単年度事業とする。(下記の事業期間内に事業を完了できること)

事業期間：交付決定日(2021年 8月上旬)～2022年 1月 21日(金)まで

ただし、補助事業の工程上、単年度では事業完了が不可能な場合に限り、複数年度事業を認める。

複数年度事業の事業年度は、最長4年度とする。

※複数年度事業については補足③P19を参照。

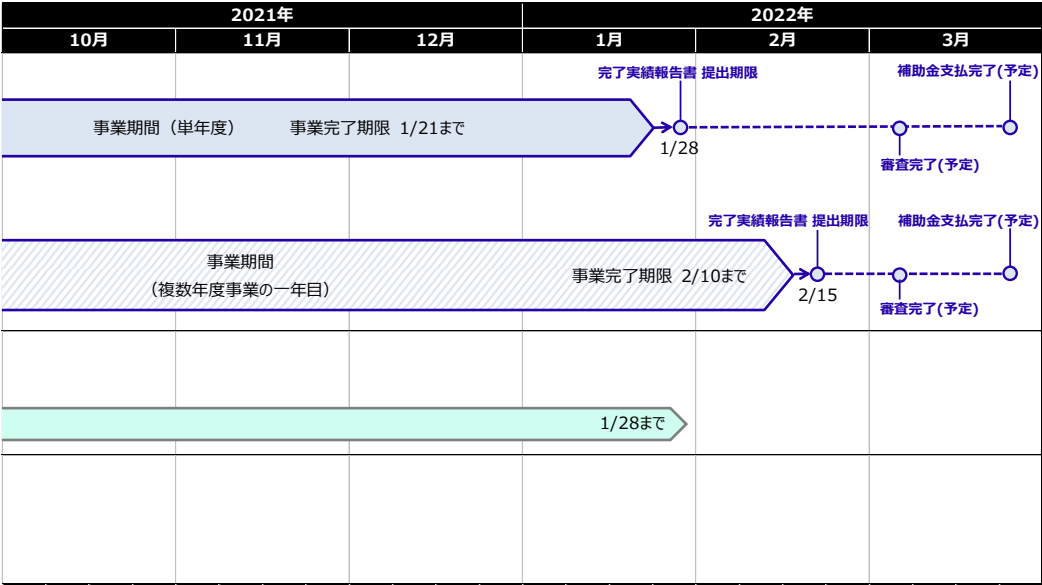
(13) 完了実績報告書提出期限

事業完了日から30日以内、または2022年 1月 28日(金)のいずれか早い日の17時までにSII必着
なお上記提出期限は、書類に不備や不足が一切ない場合の到着期限であり、早めの提出を心がけること。

(14) 公募説明会

本事業において、公募説明会は実施しない。

※ スケジュールは変更となることがあります。必ずSIIのホームページをご確認ください。



2-2 ZEHデベロッパーとは

本事業の趣旨ならびに、「集合住宅におけるZEHロードマップ(案)」の意義に基づき、「ZEH-M普及に向けた取り組み計画」「その進捗状況」「ZEH-M導入計画」「ZEH-M導入実績」を一般に公表し、ZEH-Mの案件形成の中心的な役割を担う建築主(マンションデベロッパー、所有者など)や建築請負会社(ゼネコン、ハウスメーカーなど建設会社)をSIIは「ZEHデベロッパー」と定め、公募する。

SIIは、登録されたZEHデベロッパーをホームページで公表する。

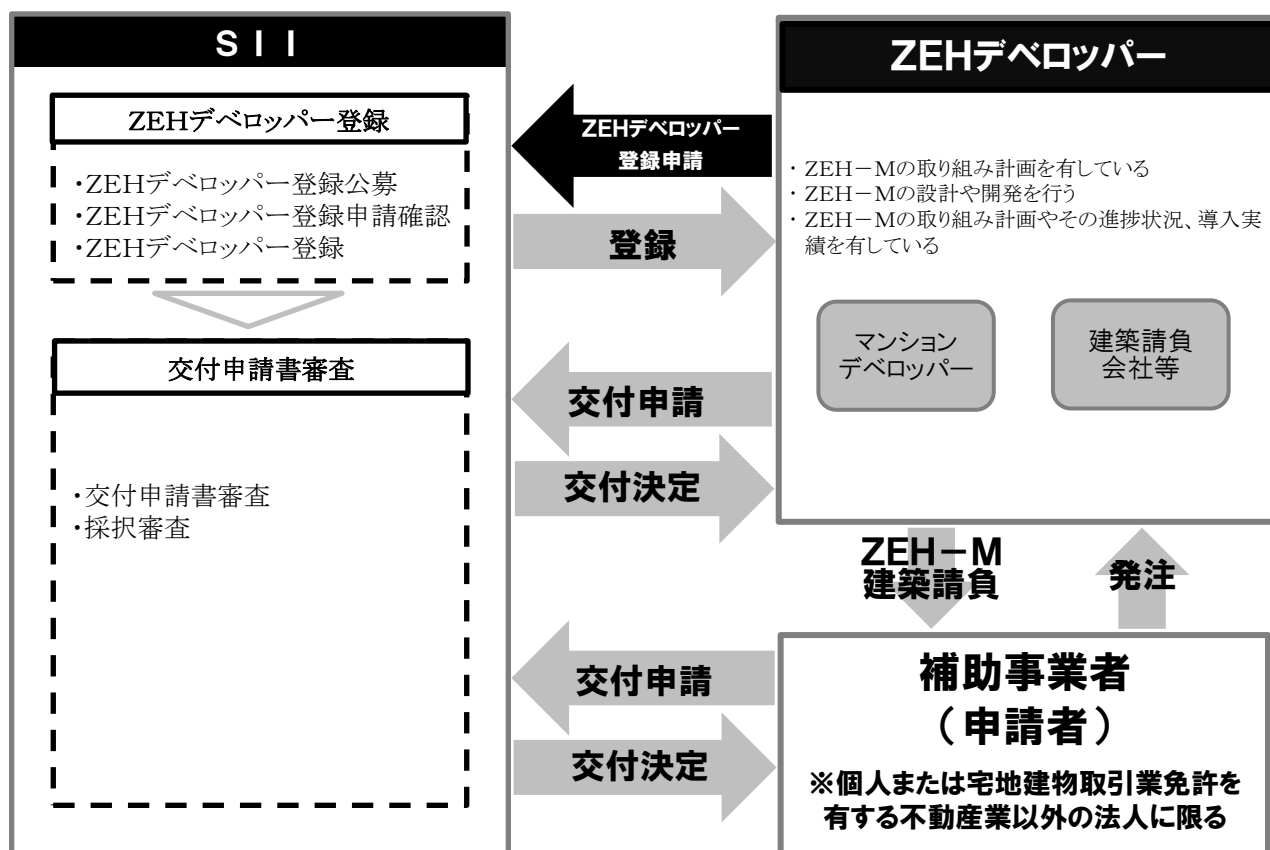
また、本事業への申請には、SIIの登録を受けた「ZEHデベロッパー」による事業(または係る事業)であることが必須となる。

なお、「ZEHデベロッパー登録」は以下の期間で公募、公表を行う。

2021年 4月 8日(木)～2022年 1月 28日(金) 17時SII必着

- ・初回公表日(6月4日(金))までにZEHデベロッパーの登録を受けることを希望する場合は、5月14日(金)17時必着でZEHデベロッパー登録申請書を提出すること。
初回公表日以降は、随時公表予定である。
※書類に不備がある場合には、上記期日までに申請された場合でも当該公表日に公表できないことがあるので注意すること。
- ・本事業へ申請する者がZEHデベロッパー登録申請中の場合でも、本事業の公募申請を認める。
ただし、本事業の交付決定までにZEHデベロッパー登録が完了しない場合は不採択となるので注意すること。
- ・令和2年度以前にSIIの登録を受けたZEHデベロッパーは、「令和2年度ZEHデベロッパー実績報告書」をZEHデベロッパー実績報告期間内に提出していることが要件となる。
- ・「ZEHデベロッパー」の公募についてはSIIホームページ並びに「ZEHデベロッパー登録公募要領」を参照すること。
※SIIホームページ https://sii.or.jp/meti_zeh_m03/zeh_dev/

ZEHデベロッパーの役割と申請者との関係



2-3 入居者募集時、不動産物件情報掲載時の表示要件

(1) 表示事項

補助対象建築物の入居者募集広告や不動産物件情報の掲載を行う際に、建築物省エネ法第7条に基づく省エネルギー性能表示(BELS等)及びZEH-Mマークの表示を住棟単位で行うこと。

これに追加して住戸単位のBELS評価証ならびにZEHマークの表示を掲載しても良い。

なお、入居者募集広告や不動産物件情報の掲載を行う際に、対象となる集合住宅の全住戸のBELS評価証を取得し、BELS評価証を表示する場合に限り、ZEH-Mマークの表示を省略することを可とする。

ただし、補助対象となる集合住宅はZEH-Mであることを文章等で明記すること。

(2) 表示対象・方法

以下の媒体において「(1)表示事項」に示す表示を行い、効果的にPR(入居者募集等)を行うこと。

ただし、PRに活用しない媒体については表示を行わなくても良い。

① 電子媒体(外部仲介サイト・自社ホームページ等)の場合は、原則、建築物省エネ法第7条に基づく省エネルギー性能表示(BELS等)及びZEH-Mマークを掲載すること。ただし、対象となる集合住宅の全住戸のBELS評価証を取得し、BELS評価証を表示する場合に限り、ZEH-Mマークの表示を省略することを可とする。

なお、システム上その表示が不可能な場合には、備考欄にBELS及びZEH-Mの評価を記載すること。

② 当該物件に係る住宅情報誌、店舗掲示物、新聞折込広告、ダイレクトメール等。

③ モデルルーム内の掲示物や工事現場での表示(自社の掲示物を掲示する場合)。

各媒体における表示方法やサイズ等に係る詳細は、補足②P18を参照すること。

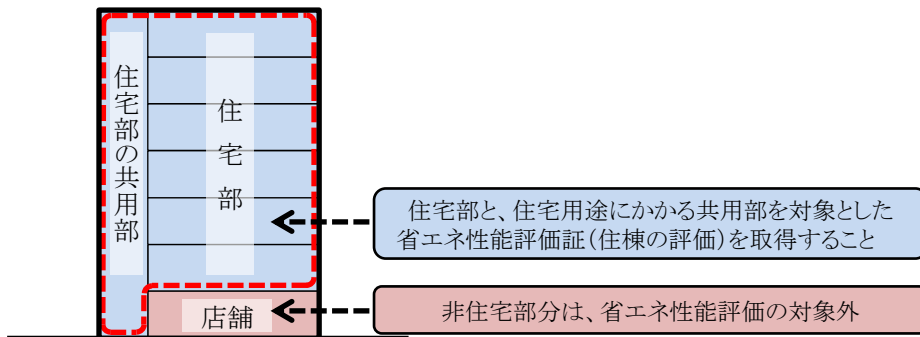
(3) 報告方法

分譲集合住宅は販売時、賃貸集合住宅は入居者募集時に、それぞれ上記を実施した旨を示す書類等を完了実績報告時に、SIIへ提出し報告すること。

【補足①】本事業に必要な住棟の省エネ性能表示制度(BELS等)の評価証について

本事業において必要とする建築物省エネ法第7条に基づく省エネ性能表示(BELS等)は、「住宅部(住宅用途にかかる共用部を含む)に関する住棟評価」である。

(例)1階店舗、2階以上が住宅部(6層以上)である集合住宅の場合



◎住宅部と非住宅部の切り分けが複雑な複合建築物などにおいて、エネルギー計算や省エネ性能表示に関する質疑がある場合は、第三者評価機関に問い合わせること。

住宅部に関する住棟評価により取得された省エネ性能表示(BELS等)については、本事業の補助対象となる集合住宅の入居者募集広告や不動産情報掲載を行う際、BELS証(簡易表示版で可)及び、「ZEH-Mマーク」を媒体紙面等上に付与すること。

詳細は、補足②P18参照。

【補足②】 広告媒体へのBELS簡易証使用例、掲載サイズと掲載方法詳細

① 広告媒体へのマーク掲載サイズや掲載方法は以下参照のこと。

評価対象となる媒体	BELS簡易証の掲載について	
・自社ホームページ ・不動産情報媒体(Webサイト掲載) ・不動産情報媒体(住宅情報誌等) ・新聞折込広告等 ・交通広告の類 (中吊広告や駅構内の広告等) ・店舗掲示物やモデルルーム内の掲示 ・屋外広告の類 (工事現場や着工中ののぼり等) ・その他評価すべき媒体	アナログ媒体で A4サイズ以上	以下のいずれかのBELS簡易表示マークを掲載すること ① 33%削減 ZEH-M BELS 建築物省エネルギー性能表示制度 国土交通省告示に基づく第三者認証 20XX年X月XX日交付 ●幅 60mm以上(縦横比は固定)とすること ② BELS ZEH-M 33%削減 20XX年X月XX日交付 国土交通省告示に基づく第三者認証 ●幅 30mm以上(縦横比は固定)とすること
	アナログ媒体で A4サイズより小さい	マーク掲載の省略を可能とする
	電子媒体	上記①②のいずれかを表示、または備考欄に第三者認証を受けたZEH-M(ゼッチ・マンション)であること、及びその省エネルギー性能、交付日が明確に分かるように示すこと。 (例) 本マンションは、BELSにおけるZEH-M(ゼッチ・マンション)の評価、及びエネルギー消費量を●●%削減した住棟として●●年●月●日にその認証を取得しています。 ※システム上マークの表示が不可能な場合に限る。

② 広告媒体へのマーク使用例
(紙媒体である入居者募集広告紙面に「BELS簡易証」を掲載)

視認性の高いキャッチコピーやリード文の中で、ZEH-Mシリーズである旨が分かるキーワードを明示することを推奨。
ただし、Nearly ZEH-M、ZEH-M Ready、ZEH-M Orientedの場合には、その住棟が『ZEH-M』であると誤認されないように、適切な配慮を行うこと。

規定以上のサイズで「BELS簡易証」を明示し、補助対象住宅と「BELS簡易証」との対応関係が分かるような表示とすること。
あわせて、「本表示は「住棟全体」の評価であり、「各住戸」の性能を担保するものではありません。」等の記載を、BELS簡易表示マークと同一視野内に7ポイント以上で記すこと。

【補足③】複数年度事業について

- 本年度の交付決定は、翌年度以降の交付決定を保証するものではない。各年度、補助金の交付申請を行い、交付決定を受けた後に事業を実施すること。
- 次年度以降の補助金額は、採択初年度の交付決定時に各年度、区分ごとに配分された金額を超えることはできない。
- 各年度において補助金額が発生すること。本事業では、初年度の補助対象経費の費目が設計費だけとなる申請も可能とする。
- 翌年度以降において公募予算額を超える申請があった場合等には、補助金額が減額される(状況によっては交付決定されない)ことがある。その場合でも、原則、竣工まで事業を継続すること。途中で事業を中止した場合には、原則として既に交付した補助金の返還が必要となることがあるので注意すること。
- 各年度の事業完了日から次年度の交付決定までの期間は、補助対象工事の継続、着手ができないので留意すること。
- 原則、翌年度の4月1日から交付決定までの期間は、補助対象工事の継続、着手ができないので留意すること。
- 複数年度事業として本事業で採択された補助事業の本年度内事業期間は、交付決定日～2022年2月10日(木)までとする。
また、複数年度事業の最終年度の事業期間は当該年度の1月21日までとする。
(当該日が土日祝にあたる場合は、前日の平日とする)
- 本年度(初年度)の事業完了までに省エネルギー性能評価書(BELS等)の取得を完了させること。
期日以内に取得完了しなかった場合は交付決定の取消しとなる場合があるので注意すること。

【補足④】「エネルギー使用状況の計測・報告期間」「定期報告(アンケート)の回答期間」について

高層ZEH-M支援事業(分譲集合住宅)における、財産管理期間、エネルギー使用状況の計測・報告期間、定期報告(アンケート)の回答期間について、基本的な考え方を以下に示す。

(1)エネルギー使用状況の計測・報告期間

＜計測・報告対象期間＞

Q1. いつから？

A1. 専有部、共用部ともに、
「過半の住戸が入居を終えたあとの4月1日または10月1日のうち早い日」から。
(以下、計測・記録開始日という)

Q2. いつまで？

A2. 計測・記録開始日から2年間(24ヶ月分)

Q3. 提出するデータは？

A3. 提出データは2種類。

①提出必須データ・・・「専有部(各戸)と共用部の月次集計値」

SIIが公開する定型様式(エクセル)に、各月のエネルギー流量を入力して、
1年分(12ヶ月分)をまとめて提出すること。

②対象事業者のみ提出するデータ・・・HEMS、MEMSデータ

「HEMSやMEMSデータ報告を実施する事業」として交付決定を受けた事業は、
HEMSやMEMSから書き出されたデータ(CSVデータやエクセルデータなど)を
提出すること。

データは自由書式でよいが、計測項目が把握できるよう留意すること。

【空住戸の扱いについて】

計測・記録開始日に未入居の専有部(以下、空住戸という)については、入居日以降、都度計測・記録を開始すること。

上記によらないケースについては、SIIに相談すること。

(2)定期報告(アンケート)

Q1. いつから？

A1. 分譲住宅の「新築入居後の4月1日または10月1日のうち早い日」から。

Q2. いつまで？

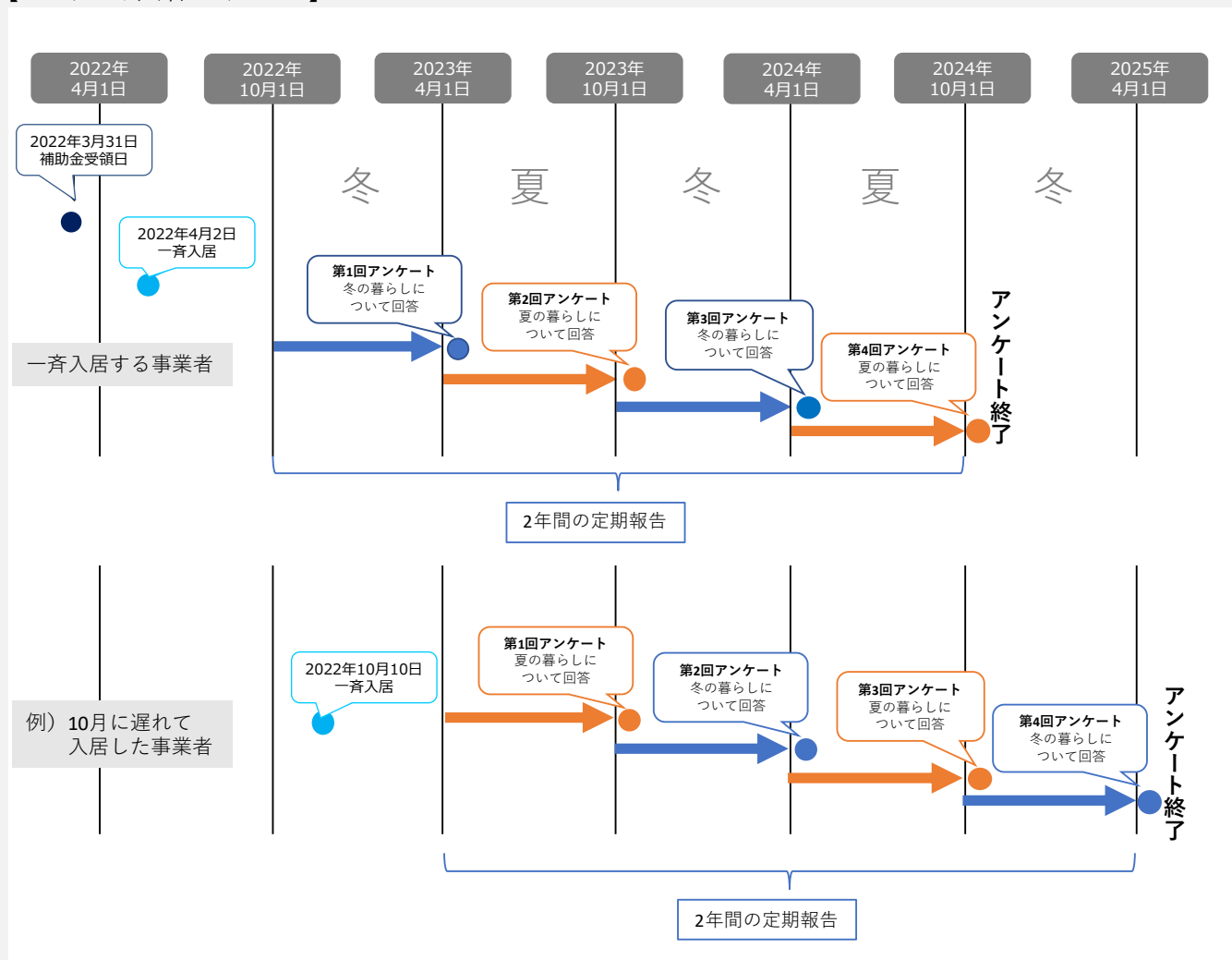
A2. 報告開始から2年間(計4回)

Q3. 実施方法は？

A3. 事業継承者(居住者)あてにSIIからWEBアンケートの案内メールを半年ごとに計4回送付する。
事業継承者は、パソコン、タブレット、スマートフォンなどを使い期日内に必ず回答すること。

※遅れて入居した承継事業者も、入居後の4月1日または10月1日のうち早い日から
半年ごとに定期報告(アンケート)に計4回回答すること。

【アンケート回答のイメージ】



上記によらないケースについては、SIIに相談すること。

3章 事業要件

3 事業要件

3-1 補助事業の要件

(1) 申請者の区分と留意事項

申請者区分		留意事項	備考
建築主等	分議	- デベロッパーなどの事業主体が補助金の交付を受ける場合、管理組合が組織された後、共用部について速やかに補助事業を管理組合に承継する手続きを行うとともに、専有部については別途承継の手続きをSIIに対して行うこと。 - その際、住宅用途にかかる共用部に付随する補助対象設備は原則共用設備として管理組合に譲渡し、エネルギー消費の実績報告や取得財産等の適正管理など、補助事業者と同様の義務を負うことを確認する書類(契約書等)の提示ができること。 - 区分所有建物の場合、申請時に区分所有者及び議決権の各5分の4以上の賛成(建替え決議の成立)により、「建物の区分所有等に関する法律」に規定される管理者もしくは管理組合法人が代表して申請できるものとする。ただし、規約と事業に関する集会の決議を提出する。	最終年度の確定検査時に登記を確認する。
	賃貸	建物と設備の所有者とする。所有者が複数の場合は原則全員の共同申請とするが、代表者を定めること。	

- 複数の申請者にて共同申請を行う場合は、各申請者間の連携を図り補助事業が円滑に推進できること。
- 建築物が証券化されている場合は、受託者、受益者双方の共同申請とすること。
(事業スキームの事前確認が必要になるので、申請前にSIIへ相談すること。)

(2) 補助対象建築物

補助対象建築物、補助対象外建築物は以下のとおりとする。

- ① 補助対象建築物
- 以下の住棟形状及び地域区分ごとに採択枠を設け、これに該当する建築物を補助対象建築物とする。

【分議 集合住宅】採択枠一覧表

住棟形状	地域区分		
	寒冷地 1・2・3	温暖地 4・5・6・7	蒸暑地 8
中廊下型			
外廊下型			

【賃貸 集合住宅】採択枠一覧表

住棟形状	地域区分		
	寒冷地 1・2・3	温暖地 4・5・6・7	蒸暑地 8
中廊下型			
外廊下型			

- 中廊下型とは、基準階の共用廊下が建物外皮の内側にあり、専有部の玄関扉が外気に接しない平面計画のものをいう。
- 外廊下型とは、基準階の共用廊下が外気に接する平面計画のものをいう。
- 「ZEHデベロッパー」に係る事業であること。
- 広く一般の消費者を対象とした集合住宅(個人や民間企業が居住する目的で建設した住宅)であること。
- 延床面積は、建築確認申請の値とする。
- 申請は原則建築物全体とし、部分申請はできない。
- 複合建築物はSIIに相談すること。

- ② 補助対象外建築物
以下に示す建築物は補助対象外とする。
- 1) 非住宅建築物
 - 2) 社宅等の給与住宅(社宅、公務員住宅等の会社・団体・官公庁等が所有または管理し、その職員を職務の都合上または給与の一部として居住させている住宅)
 - 3) 住宅部分が5層以下または21層以上の集合住宅。

【参考】本事業は環境省が実施する「低中層ZEH-M促進事業※1」及び経産省が実施する「超高層ZEH-M実証事業※2」との連携事業であり、5層以下の集合住宅は「低中層ZEH-M促進事業」の補助事業、21層以上の集合住宅は「超高層ZEH-M実証事業」の補助事業となるため、本事業には申請できない。

※1 「低中層ZEH-M促進事業」については当該事業の公募要領を確認すること。

※2 「超高層ZEH-M実証事業」については当該事業の公募要領を確認すること。

（3）補助対象経費と項目

補助対象経費の区分は、以下のとおりとする。

補助対象経費区分	対象	項目
設計費	省エネ性能評価取得及び交付決定後に行うエネルギー計算	省エネ性能の表示に係る費用(評価取得費用、表示プレート費用)、交付決定後に行うエネルギー計算に係る費用 入居者募集広告上で住戸の省エネ性能表示を掲示する計画に限り住戸の省エネ性能評価取得費用も補助対象とする。
設備費	専有部	高性能断熱材、高性能窓、高効率空調設備、高効率給湯設備、高効率換気設備、高効率照明設備(ダウンライトのみ)、蓄電システム、HEMS等の導入に要する費用 ※(4) 補助対象となる設備等の要件(P26参照)の表に係る設備の費用
	共用部	高性能断熱材、高性能窓、高効率空調設備、高効率換気設備、高効率照明設備(ダウンライトまたは制御機能付機器であること)、蓄電システム、MEMS等の導入に要する費用 ※(4) 補助対象となる設備等の要件(P26参照)の表に係る設備の費用
工事費	専有部及び共用部共通	補助対象設備の導入に不可欠な工事に要する費用 ※専有部に導入する蓄電システムの工事費は補助対象外

※消費税は補助対象外とする。

＜注意事項＞

他の補助事業等との調整

補助対象経費には、国からの他の補助金(負担金、利子補給金ならびに補助金適正化法第2条第4項第1号に掲げる給付金及び同項第2号に掲げる資金を含む。)が含まれていないこと。
他の補助事業に申請している事業や、既に他の補助金等の交付を受けている事業は、後述の実施計画書にて、申請している他の補助事業名及び補助対象設備等を必ず記入する。

(4) 補助対象となる設備等の要件

補助対象となる設備等の要件は以下のとおりとする。補助対象設備を複数台導入する場合は、すべての設備において要件・仕様を満たすこと。また、補助対象設備は新品であること。

凡例: 専有部・共用部共通の補助対象 専有部の補助対象 共用部の補助対象

区分	共用/専有	設備等の種類		対象範囲	要件となる基準・仕様				
設計費	省エネ性能の表示に係る費用			省エネ性能評価取得※5	・住棟の評価として申請要件となるZEH-Mランクであることを示す省エネルギー性能評価の認証を取得すること。				
設備費	専有部 共用部 共通 ※1	高性能断熱材・高性能窓	断熱材	専有部 及び 共用部	断熱材λ値0.041以下				
			開口部		開口部材の熱貫流率(Uw)3.49以下 玄関ドア、勝手口は補助対象外。				
			高性能保温材		配管・ダクト保温における高性能保温材				
	専有部	高効率空調設備 ※2	高効率個別エアコン	居室に限る	・主たる居室に設置する個別エアコンはエネルギー消費効率、建築研究所のホームページで公開されている冷房効率区分(い)を満たす機種であること。 ・その他の居室に設置する個別エアコンを補助対象機器とする場合は、主たる居室と同要件を満たすこと。				
			パネルラジエーター	居室に限る	以下で示すいずれかを満たすこと。 ①熱源設備が石油温水式またはガス温水式であって潜熱回収型(暖房部熱効率が87%以上)のもの ②熱源設備が電気ヒートポンプ式熱源機であって暖房時COP3.3以上のもの ③「要件となる基準」を満たす給湯設備に接続して空調するもの				
			温水式床暖房	居室に限る	パネルラジエーターにおいて提示されている同等の要件を満たすこと。				
			ヒートポンプ式セントラル空調システム※4	専有部全般	地域区分	1～3	4	5～7	8
					暖房COP	3.0以上	3.3以上	3.7以上	基準値なし
					冷房COP	基準値なし	3.3以上		
		高効率給湯設備 ※3	電気ヒートポンプ給湯機(エコキュート等)		・貯湯缶が一缶のものに係るJIS基準(JIS C 9220)給湯機に基づく年間給湯保温効率・年間給湯効率が3.3以上であること。貯湯缶が多缶の場合は3.0以上であること。 ・上記に関わらず寒冷地(1・2・3地域)の場合は寒冷地年間給湯保温効率・年間給湯効率が2.7以上であること。				
			潜熱回収型ガス給湯機(エコジョーズ等)		エネルギー消費効率が94%以上(暖房機能を導入する場合の暖房給湯兼用機にあっては93%以上)であること。				
			ヒートポンプ・ガス瞬間式併用型給湯機(ハイブリッド給湯機)		・熱源設備は電気式ヒートポンプとガス補助熱源機を併用するシステムで貯湯タンクを持ち、年間給湯効率(JGKAS A705-2016)が102%以上であること。				
			燃料電池(エネファーム等)		エネルギー消費性能計算プログラムにおいて入力可能な機種であること。				
		高効率換気設備(24時間換気に係るもの)	換気方式		要件				
			熱交換型換気設備		温度(顕熱)交換効率65%以上				
			熱交換型以外の換気設備		ダクト式換気・第一種換気	比消費電力が0.4W/(m³/h)以下			
					上記以外	比消費電力が0.2W/(m³/h)以下			
		高効率照明設備	LEDが光源であるもの(ダウンライトに限る)						

区分	共用/専有	設備等の種類	対象範囲	要件となる基準・仕様
設備費	専有部	蓄電システム	創蓄連携に限る	・以下の全てを満たす蓄電システムであること。 ・本年度、SIIに製品登録された蓄電システムであること。 なお「R2ZEH補助事業」に製品登録された蓄電システムも補助対象とする。※7 ・蓄電システムの導入価格(機器費+据付設置工事費※8)が、蓄電容量1kWhあたり16.5万円以下の蓄電システムであること。※9 ・太陽光発電の送電が配分されている住宅に限る。 ・蓄電システムの「導入目的」と「接続及び運用の要件」を満たすものであること。 <導入目的> 再生可能エネルギー・システムにより発電された電力の自家消費量を増加させる目的で導入される機器であること。 <接続及び運用の要件> 再生可能エネルギーの自家消費量を増加させるために、当該再生可能エネルギーを効果的に蓄電できるもの。(非常用の電力確保を目的として限定的に再生可能エネルギーを蓄電するものは対象外)
		HEMS	専有部全般	【エネルギー計測装置】 ・「ECHONET Lite」規格の認証登録番号を取得していること。 ・1台で住戸の全エネルギーを計測できるよう設置すること。 ・計測されたデータの表示ができること。
設備費	共用部	高効率空調設備	エントランス、ロビー、廊下等の設置に限る。	高効率設備に限る。エネルギー消費性能計算プログラム(Webプログラム)において計算できる機器に限る。
		高効率換気機器	管理人室等、共用部の付帯設備等は補助対象外	省エネ機器及び器具に限る。 インバータ制御ファン、モータダンパ、DCモーター等
		高効率照明機器		LED照明(ダウンライトに限る)、制御付LED照明※10、タイマー制御、有機EL照明、高輝度型誘導灯、照度センサ、人感センサ
		蓄電システム	創蓄連携に限る	蓄電システム、創蓄連携に必要な機器及び制御盤
		MEMS	共用部設備	計測機器※11、電力量センサ、計測タップ、計測機能付分電盤など 表示・通知装置、専用表示端末など 制御機器、負荷設備制御装置、タップ型機器など 通信装置(モデム、ゲートウェイ)など 制御用配管配線及び付属品、工事部材など
工事費	専有部	工事費	補助対象設備の導入に不可欠な工事費用※6	据付設置工事
	共用部			据付設置工事

※1 8地域で、3-3「8地域における要件」(P38)に示す要素を導入する事業においては、以下の設備・建材を補助対象とする。
①通風の積極利用に資するもの(開口部、欄間付建具、格子戸、通風制御システムなど)
②効果的な日射遮蔽に資するもの(外付けルーバー等)
 (庇、オーニング、テント、屋内ブラインド、カーテン類は補助対象外)

※2 主たる居室は導入必須とし、設置する個別エアコンは区分(イ)であること。
ただし、1・2地域の「冷房」、8地域の「暖房」に限り、「設置しない」という申請を認める。

※3 いずれかの設備を導入すること。

※4 エネルギー計算において、ダクト式セントラル空調を選択する家庭用ダクト式エアコンにおいては、表内COP値ではなく、トップランナー基準で定められているAPF値を満たすことも可とする。

※5 交付決定日以降に取得したものであること。BELSプレート料金及び実施設計後のエネルギー計算にかかる費用も補助対象とする。

※6 補助対象、補助対象外の両方を含む工事費は、補助対象外を除外した補助対象工事に要する費用のみを補助対象とする。
補助対象外の除外分を合理的な方法で算定しがたい場合は費用按分により補助対象経費を算出することも可とする。

※7 本事業の補助対象機器(蓄電システム)一覧は、SIIホームページで随時公表する。URL(<https://sii.or.jp/zeh/battery/search>)

※8 工事費・据付費は、蓄電システムの導入工事に要する必要最低限の費用とする。

※9 太陽光発電等の電力変換装置が蓄電システムの電力変換装置と一体型の蓄電システム(以下、「ハイブリッド」という)の場合、目標価格との比較においてハイブリッド部分に係る経費分を控除することができる。
ハイブリッド部分に係る経費を切り分けられない場合、当該電力変換装置の定格出力(系統側)1kWあたり2万円を控除することができる。
(定格出力の小数点第二位以下は切り捨てる)

※10 在室検知制御、明るさ感知制御、タイムスケジュール制御とする。

※11 空調機等に内蔵される自動制御機器、インバータ盤も含める。

(5)補助対象とならない主な部分

P26～P27に記載の断熱工事、設備工事が補助対象となるが、補助対象とならない項目を以下に列記する。
不明点がある場合はSIIに問合せすること。

- ・ 実施設計
- ・ 現場調査費、各種届出経費等
- ・ 仮設費等
- ・ 施工図作成費
- ・ 建築工事のうち基礎工事、躯体工事
- ・ 外部仕上げ工事
- ・ 遮熱、断熱塗料
- ・ 開口部材のうちシャッター、面格子窓手摺、玄関ドア等
- ・ 内装、家具類(カーテン、ブラインド等を含む)
- ・ 防災設備、防犯設備、昇降機設備
- ・ 給排水衛生関係
- ・ 屋外設置の照明、非常時のみ点灯する非常灯等
- ・ 資産計上できない設備等
- ・ 家電に類するもの
- ・ 消耗品等
- ・ 一般管理費、現場管理費、場内搬送費、法定福利費、諸経費
- ・ 再生可能エネルギーによる発電設備(太陽光発電・風力発電等、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(平成23年法律第108号)に基づく再生可能エネルギー発電設備)
- ・ 省エネルギーに直接的に寄与しない設備工事等(電力グラフィックパネル、汎用ソフト、事務用什器、過剰設備、未使用機能、将来拡張用設備、点検口等)
- ・ 運用にかかる経費(電力、通信費、分析費、ソフトウェアライセンス維持費等)
- ・ 住宅外用途に係る経費
- ・ その他、本事業の実施に必要不可欠と認められない経費等

3-2 補助対象経費の計算方法

(1)補助対象経費の算出手順

補助対象経費の算出手順は、以下のとおりとする。

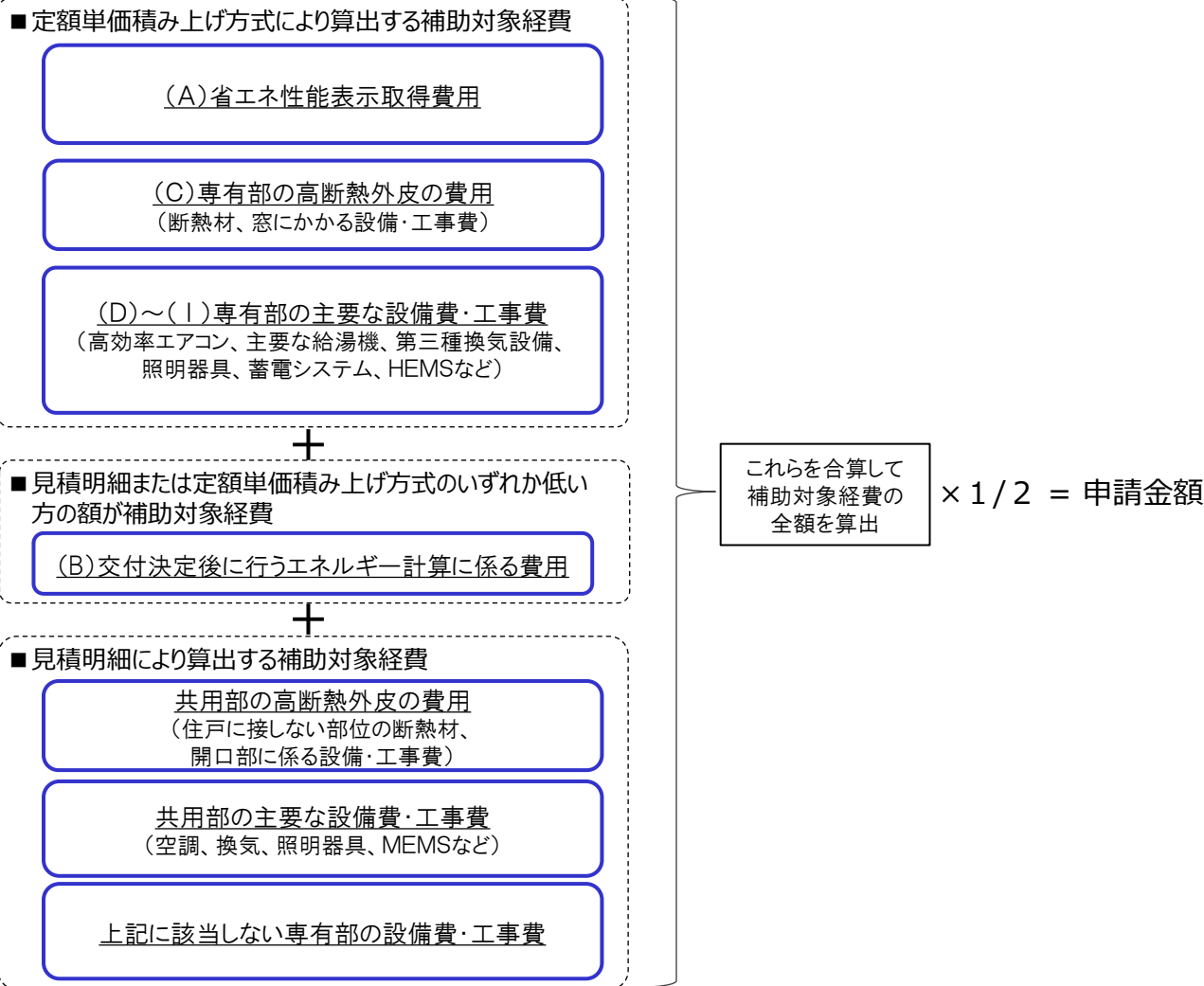
- 【1】高断熱外皮(高性能断熱材、高性能窓)
 - ・専有部について：(C)住戸に係る高性能断熱材に係る費用(P32参照)に沿って住戸ごとに算出
 - ・共用部について：見積明細を基に補助対象経費を算出(P33参照)
- 【2】専有部の設備費、工事費
 - ・(D)～(I)の経費は設備項目毎に定額単価表をもとに算出(P34～P37参照)
 - ・上記以外の設備費、工事費は見積明細を基に補助対象経費を算出
- 【3】共用部の設備費、工事費
 - ・見積明細を基に補助対象経費を算出

※ (A)～(I)の詳細は、P31～P37を参照。

<ポイント>

本事業では、申請者(事業者)の業務軽減を目的として、項目ごとに定額単価を定めて、これに数量を乗じて補助対象経費を簡易に算出する「定額単価積み上げ方式」を導入する。

「交付決定後に発生するエネルギー計算関連費」「共用部の高性能断熱材、設備費、補助対象設備の設置工事費」等は、見積明細を元に費用明細表を作成し、補助対象経費を算出するので注意すること。



(2)補助対象経費算出方法のまとめ表

補助対象経費は、下表の項目ごとに算出方法を確認のうえ算出すること。

共用/専有		設備等の種類		算出方法(参照ページ)		
専有部 共用部 共通	省エネ性能の表示に係る費用		省エネ性能評価取得に係る費用	定額単価 積み上げ	P31 (A)参照	
			交付決定後に行う エネルギー計算に係る費用	見積明細 または 定額単価積み上げ	P31 (B)参照	
	高性能断熱材に係る費用		専有部に係るもの (住戸部の開口部を含む)	定額単価 積み上げ	P32 (C)参照	
			共用部に係るもの	見積明細	P33 ★参照	
専有部	高 効 率 空 調 設 備	高効率個別エアコン		定額単価 積み上げ	P34 (D)①参照	
		パネルラジエーター		見積明細	P34 ★参照	
		温水床暖房		定額単価 積み上げ	P34 (D)②参照	
		エアコン付き温水床暖房			P34 (D)③参照	
		ヒートポンプ式セントラル空調システム		見積明細	P34 ★参照	
		その他の高効率空調設備			P34 ★参照	
	高 効 率 給 湯 設 備	電気ヒートポンプ給湯機(エコキュート等)		定額単価 積み上げ	P35 (E)①参照	
		潜熱回収型ガス給湯機(エコジョーズ等)			P35 (E)②参照	
		ヒートポンプ・ガス瞬間式併用型給湯機(ハイブリッド給湯機)			P35 (E)③参照	
		燃料電池(エネファーム等)			P35 (E)④参照	
		その他給湯設備		見積明細	P35 ★参照	
	換 気 設 備	ダクト式第三種換気		定額単価 積み上げ	P36 (F)①参照	
		その他換気		見積明細	P36 ★参照	
	高効率照明設備			定額単価 積み上げ	P36 (G)参照	
	蓄電システム				P37 (H)参照	
	エネルギー計測装置(HEMS)				P37 (I)参照	
	上記に該当しない専有部に導入する設備			見積明細	P37 ★参照	
	共用部	共用部に導入する設備			見積明細	P37 ★★参照

(3)補助対象経費の算出方法

(A)省エネ性能評価取得に係る費用(住戸BELS取得費用を含む)

補助対象経費の計算式	$200,000円 + (2,000円 \times \text{住戸数})$
------------	---

【例】 住戸数50戸の場合
 $200,000円 + (2,000円 \times 50戸) = 300,000円$

(B)交付決定後に行うエネルギー計算に係る費用

算出方法

以下1)、2)のうち、いずれか低い算出額を補助対象経費とする。

- 1)見積明細を基に補助対象経費を作成する「見積明細方式」で算出した費用
- 2)補助対象経費の上限額： $200,000円 + (7,000円 \times \text{住戸数})$

【例】 住戸数50戸の場合
1)の方式にて算出した費用が500,000円
2)の計算式にて算出した費用が、 $200,000円 + (7,000円 \times 50戸) = 550,000円$

上記の場合は、1)が補助対象経費となる。

(C) 住戸に係る高性能断熱材に係る費用 (開口部材を含む)

算出方法

基準単価に、下表に示す3つのモデル区分毎にそれぞれ該当する係数を乗じて住戸毎に補助対象経費を算出。
住戸毎に算出された補助対象経費の合計値が補助対象となる住棟の高性能断熱材に係る費用とする。

基準単価	700,000 円
------	-----------

1住戸あたりの高性能断熱材補助対象経費	700,000 円×住戸の床面積の係数×住戸の外皮性能の係数×住戸の位置属性の係数
---------------------	---

住戸モデル区分

【住戸の床面積】

住戸の床面積	係数
0㎡以上～35㎡未満	0.40
35㎡以上～50㎡未満	0.60
50㎡以上～65㎡未満	0.80
65㎡以上～80㎡未満	1.00
80㎡以上	1.15

【住戸の外皮性能 (U_A値)】

住戸の外皮性能 (U _A 値)	係数
0.3以下	2.00
0.3超～0.4以下	1.50
0.4超～0.5以下	1.10
0.5超～0.6以下	1.00

【住戸の位置属性】

住戸の位置属性		係数		
平面	断面	床面積50㎡未満	床面積50㎡以上	
			通常	妻側住戸の妻面の開口率が25%以上の場合
中住戸	中間階	1.00	1.00	—
	最下階	1.20	1.10	—
	最上階	1.50	1.40	—
角住戸	中間階	1.70	1.55	1.80
	最下階	1.80	1.65	1.90
	最上階	2.10	1.95	2.20

(注) 妻側外壁に開口のない角住戸は「中住戸」として選択すること
(判断がつかない場合はSIIへ相談すること)

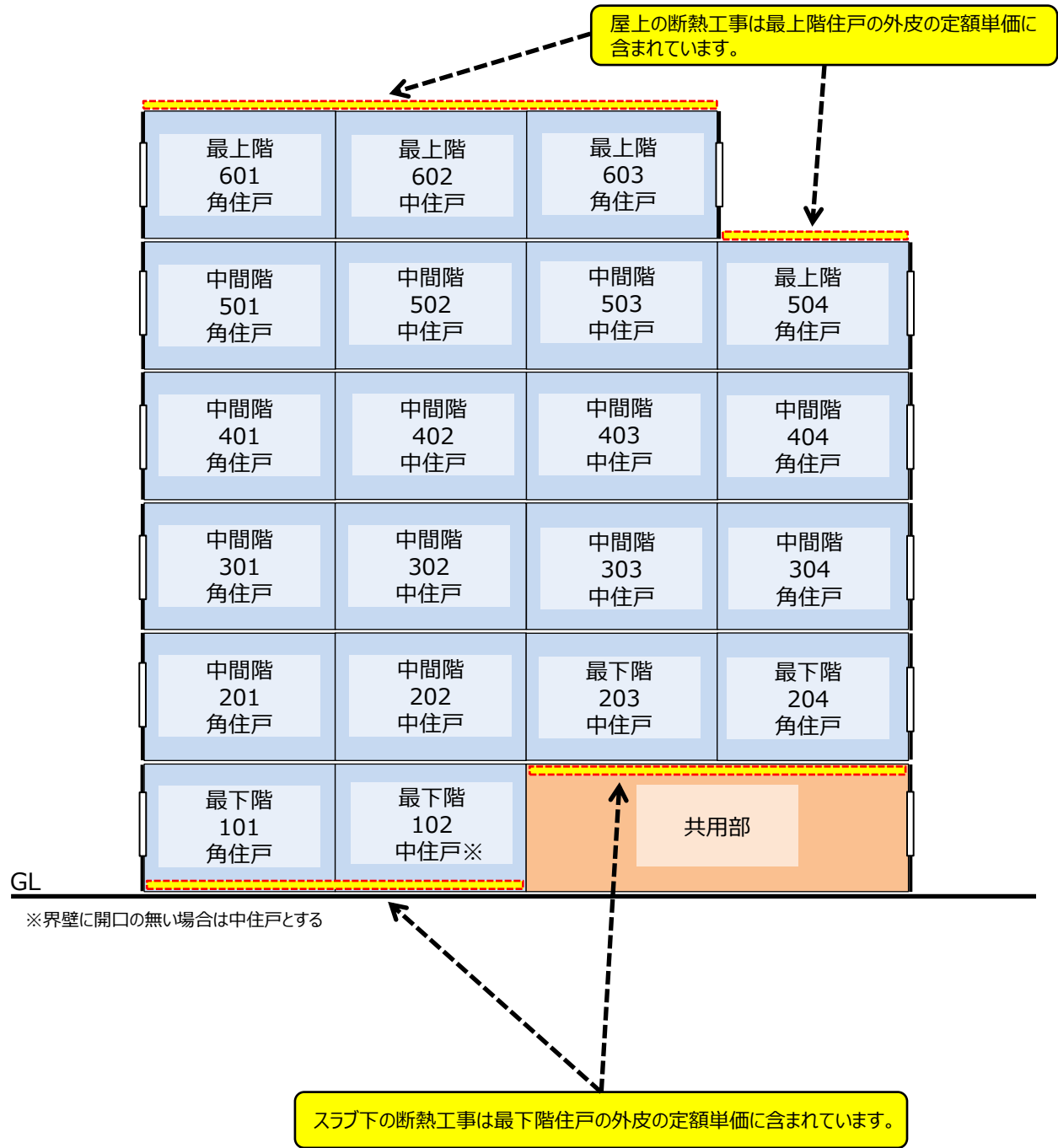
【例】 住戸の床面積は62㎡、住戸の外皮性能 (U_A値)は0.53、住戸位置属性は中住戸、中間階の場合
700,000円×0.80×1.00 × 1.00 =560,000円

★共用部に係る高性能断熱材に係る費用

見積明細により補助対象経費を算出。

<注意事項>

- 補助対象経費の算定等については、補助対象経費は補助事業と類似の事業において同程度の規模、性能等を有すると認められるものの標準価格等を参考として算定すること。



※それ以外の共用部に係る高性能断熱材（開口部を含む）は
見積明細により補助対象経費を算出してください。

(D) 専有部に導入する高効率空調設備に係る費用

種別毎に下表に示す定額単価を用いること。

①高効率個別エアコン

定格出力	1台あたり
2.2 kW	150,000 円
2.5 kW	160,000 円
2.8 kW	170,000 円
3.6 kW	180,000 円
4.0 kW	190,000 円
5.6 kW	200,000 円
6.3 kW	220,000 円
7.1 kW以上	240,000 円

②温水式床暖房パネル（本体、リモコン、設置工事費含む）

熱源機	1台あたり
種類問わず一律	100,000 円

③エアコン付き温水式床暖房（本体、リモコン、設置工事費含む）

定格出力	1台あたり
5.6 kW以上	530,000 円
5.6 kW未満	460,000 円

★その他の高効率空調設備

見積明細により補助対象経費を算出。

- ・ パネルラジエーター
- ・ ヒートポンプ式セントラル空調システム
- ・ その他空調設備

< 注意事項 >

- ・ 補助対象経費の算定等については、補助対象経費は補助事業と類似の事業において同程度の規模、性能等を有すると認められるものの標準価格等を参考として算定すること。
- ・ 補助対象範囲は、設備本体等(本体、リモコン)及び補助対象設備の導入に不可欠な工事(据付設置工事)を補助対象とする。

(E) 専有部に導入する高効率給湯設備に係る費用

種別毎に下表に示す定額単価を用いること。

①電気ヒートポンプ給湯機(エコキュート等) (本体、リモコン、設置工事費含む)

貯湯缶	1台あたり
種別を問わず一律	300,000 円

②潜熱回収型ガス給湯機(エコジョーズ等) (本体、リモコン、設置工事費含む)

他の暖房設備との併用有無	1台あたり
併用有無を問わず一律	160,000 円

③ヒートポンプ・ガス瞬間式併用型給湯機(ハイブリッド給湯機) (本体、リモコン、設置工事費含む)

タンク容量	1台あたり
容量を問わず一律	400,000 円

④燃料電池(エネファーム) (本体、リモコン、設置工事費含む)

仕様	定格出力	補助対象経費 (1台あたり)
PEFC (固体高分子形)	700W 以上	100万円
SOFC (固体酸化物形)	700W 以上	123万円
	400W 以上	99万円

なお、下表1に示す仕様・燃料種別等の燃料電池を導入する場合は、該当する金額を加算し、複数に該当する場合は重複適用する。

■表1 仕様・燃料種別等による加算額

区分	寒冷地仕様※1	中小都市 ガス事業者※2 によるガス供給	LPガス仕様	国産天然ガス※3に 対応する機種
加算額	+25万円	+10万円	+12万円	+6万円

※1 マイナス15℃以下の気温にも対応するシステム。

※2 中小企業基本法(昭和38年7月20日法律第154号)において、中小企業に分類される都市ガス事業者及び同様の判断基準にて中小企業に相当する公営事業者。

※3 都市ガスのうち、国産の天然ガスを原料とするもの。

★その他の給湯設備

見積明細により補助対象経費を算出。

<注意事項>

- 補助対象経費の算定等については、補助対象経費は補助事業と類似の事業において同程度の規模、性能等を有すると認められるものの標準価格等を参考として算定すること。
- 補助対象範囲は、設備本体等(本体、リモコン)及び補助対象設備の導入に不可欠な工事(据付設置工事)を補助対象とする。

(F) 専有部に導入する高効率換気設備に係る費用

下表に示す定額単価を用いること。

①ダクト式第三種換気（本体、リモコン、ダクト、設置工事費含む）

1台あたり
80,000 円

★その他の換気設備

見積明細により補助対象経費を算出。

＜注意事項＞

- 補助対象経費の算定等については、補助対象経費は補助事業と類似の事業において同程度の規模、性能等を有すると認められるものの標準価格等を参考として算定すること。
- 補助対象範囲は、設備本体等(本体、リモコン)及び補助対象設備の導入に不可欠な工事(据付設置工事)を補助対象とする。

(G) 専有部に導入する高効率照明設備に係る費用

下表に示す定額単価を用いること。(本体、設置工事費含む)

1台あたり
6,000 円

※LEDダウンライト以外の照明設備は補助対象外

(H) 専有部に導入する蓄電システムに係る費用

下表に示す①、②のうちいずれか低い額を補助対象経費とする。

①	初期実効容量※1 1kWhあたり 40,000 円
②	1住戸あたり上限400,000円

- ※1 JEM規格で定義された初期実効容量のうち、計算値と計測値のいずれか低い方を適用し、補助対象経費を算出する。また、補助対象経費計算上は初期実効容量の小数点第二位以下は切り捨てとする。
- ※2 蓄電システムの工事費は、補助対象外。

(I) 専有部に導入するエネルギー計測表示装置(HEMS)に係る費用

下表に示す定額単価を用いること。(本体、計測装置など設置・配線工事費含む)

1 台あたり	ガスの計測ができるもの
100,000 円	115,000円

★ (D)～(I)に該当しない専有部に導入する設備に係る費用

見積明細により補助対象経費を算出。

＜注意事項＞

- 補助対象経費の算定等については、補助対象経費は補助事業と類似の事業において同程度の規模、性能等を有すると認められるものの標準価格等を参考として算定すること。
- 補助対象範囲は、設備本体等(本体、リモコン)及び補助対象設備の導入に不可欠な工事(据付設置工事)を補助対象とする。

★★ 共用部に導入する設備に係る費用

見積明細により補助対象経費を算出。

＜注意事項＞

- 補助対象経費の算定等については、補助対象経費は補助事業と類似の事業において同程度の規模、性能等を有すると認められるものの標準価格等を参考として算定すること。
- 補助対象範囲は、設備本体等(本体、リモコン)及び補助対象設備の導入に不可欠な工事(据付設置工事)を補助対象とする。

3-3 8地域における要件

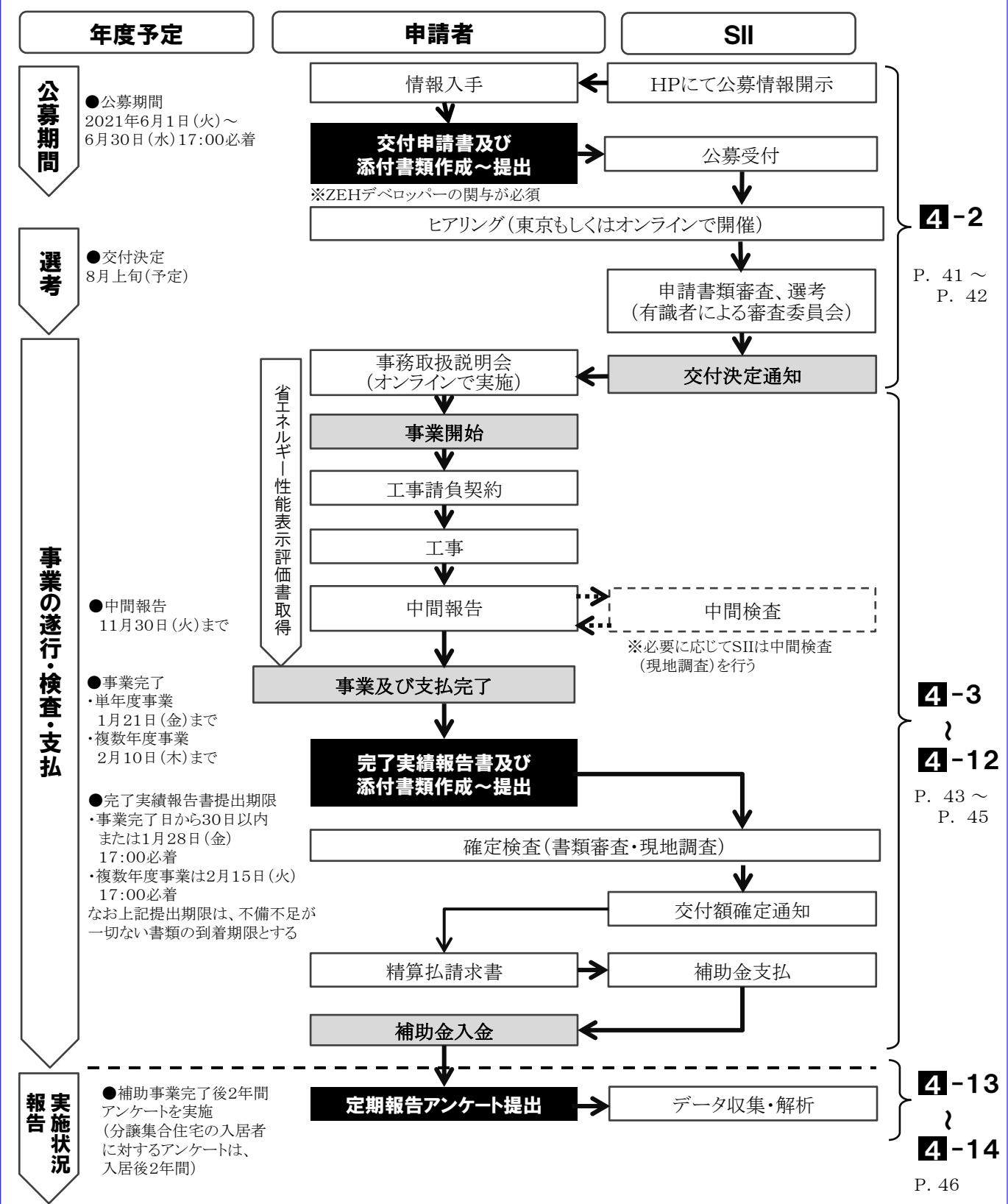
8地域においては、主に夏期の冷房負荷軽減のため、以下要件のいずれか1つ以上を採用すること。

- ① 通風の積極利用
建設地風況や設置高低差を考慮した開口部配置、通風勝手口、欄間付き建具、格子戸など屋外の自然風を効果的に取り込み、住戸内の通風を促進する設計手法を取り入れること。
 - ② 効果的な日射遮蔽
庇や外付けルーバーによる日除け、日射反射、通気層の設置などによる日射遮蔽効果を促進する設計手法を取り入れること。
 - ③ 最上階の屋上断熱強化
屋根断熱、または最上階の天井断熱により、屋上面からの貫流熱の軽減を図る設計手法を取り入れること。
- (注1) 複数の手法を導入した場合、組合せによっては個々の効果が軽減される可能性もあるので注意すること。
- (注2) 採用した技術の概要及び、定性・定量的効果を説明する資料を提出すること。
- (注3) 植栽など外構計画(屋上緑化、壁面緑化)による冷房負荷軽減策を行う場合も①②③のいずれかを導入した上で行うこと。

4章 事業の実施

4 事業の実施

4-1 事業スケジュール



4-2 公募～交付決定

(1)事業の公募

SIIは、補助事業を行おうとする者に対し一般公募を行う。
SIIホームページ(https://sii.or.jp/moe_zeh_m03/zeh_mh/public.html)に公募情報を掲載する。

(2)交付申請

申請者は公募要領を熟読の上、「交付申請の方法」及び「交付申請書及び添付書類の入力例」に従い、申請に必要な書類を「正」「副」2冊作成し、「正」を公募期間中にSIIへ提出すること。
(「副」は手元に必ず保管すること)
申請書類に不備・不足がある場合は原則、申請を受理しないため、注意すること。

(3)審査

① 審査方針

SIIは提出された申請書類の審査を行う一貫として、事業内容等について申請者にヒアリングを実施する。
(東京もしくはオンラインで実施)

<審査項目>

- 補助事業の内容が、交付要件を満たしている。
- 申請者の資金調達計画が適切であり、事業の確実性、継続性が十分である(直近の決算において、少なくとも債務超過でない)と見込まれる。
- 補助対象経費は、当該補助事業と類似の事業において同程度の規模、性能等を有すると認められるものの標準価格等を参考として、算定されているものである。
- 補助対象経費には、国からの他の補助金(負担金、利子補給金、ならびに補助金に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号、以下「適正化法」という)第2条第4項第1号に掲げる給付金及び同項第2号に掲げる資金を含む)が含まれない。
- 申請書類の不備、不足、偽り等で、審査の継続が不可能であるとSIIが判断した場合は不採択とする。

② 評価項目

評価項目は以下のとおりとする。

評価項目	内容
省エネ性能 (住棟評価)	・ 再生可能エネルギーを除いた一次エネルギー消費削減率
外皮性能	・ 住戸平均値(1～7地域:U _A 値、8地域:8地域における要件の採用数) ・ 外皮総面積に対する開口比率
再生可能エネルギー	・ 太陽光発電による再生可能エネルギーの導入及び住戸への供給 ・ 目指すべきZEH-Mランク以上のものを取得する事業 ・ 居住者が使用可能なV2Hの導入有無
エネルギー管理体制	・ 住棟全体(共用部、専有部各戸)のエネルギー使用状況を一元管理する体制(委託可)の有無(非住宅部分は対象外)
広報計画の ZEH普及促進に かかる積極度	・ ZEH-Mの広報計画(メディア掲載計画の種別及び開始時期) ・ 住戸ごとまたはモデルプランごとの断熱・省エネ性能評価等の表示の有無 ・ 入居者に対する光熱費の削減効果、健康・快適性等の表示 ・ 住戸BELSの取得及び表示
レジリエンス強化	・ 水害等災害時における電源確保の配慮
審査委員による加点	・ その他審査委員による評価

③ 審査方法

学識経験者を含む関係分野の専門家で構成された審査委員会に諮り、審査項目に従って審査を実施する。

④ 補助事業の選定

ZEH-M設計ガイドラインにおける建物の規模、形状、地域の多様性等を確保するため、以下の方法により補助事業を選定する。

- 1) 申請を受けた事業について、評価項目ごとに審査基準(省エネ性能、外皮性能、開口比率を重視)に定めた配点で総合点を算出する。
- 2) 採択枠一覧表の採択枠ごとに、総合点が最も高い事業から順に採択候補事業を選出する。
※補助事業の多様性(立地、建物形状、建築構造など)の確保を目的として、1つの採択枠を複数に分割する場合がある。
- 3) 上記採択候補を選出しても事業規模に満たない場合は、残りの事業については、2)の方法を繰り返し、事業規模の範囲内で順次採択候補事業を選出する。
- 4) 以上により選出された採択候補事業を審査委員会に諮り、事業規模の範囲内で採択事業を決定する。
この際、複数年事業に於いては2年度目以降の申請内容も総合的に考慮する。

(4) 交付決定

SIIは、採択事業について交付決定を行う。

交付決定とは、申請書を受付けた後、その内容が適正であると認めた旨を通知するもので、補助金の交付ならびに交付額を確定するものではない。交付決定後、申請内容どおりに事業が実施されない等、適正な事業の実施・遂行が認められない場合には交付決定の取消しとなる場合がある。

審査の結果については、交付規程に従って採択、不採択に係らず申請者に通知する。

(注1) 審査に関する個別の問合せについては、一切、応じられないことを了承すること。

(注2) 国の他の補助事業等と本事業に重複して補助対象が申請されている場合は、他の事業での申請を取下げを条件に交付決定する。

(5) 事務取扱説明会

交付決定を受けた補助事業者には補助事業の遂行についての事務取扱説明会をオンラインで実施する予定。
事業遂行に係る重要な説明を行うので採択事業者は必ず出席すること。

(6) 採択事業の公表

- ① SIIに提出された申請や報告の情報(事業者名、事業概要、補助金交付決定額等)は、国またはSIIから公表される場合がある。
なお、交付決定等に関する情報はジービズインフォ※においてオープンデータとして原則公表される(個人申請を除く)。
- ② SIIホームページでは、当該補助事業者の財産上の利益、競争上の地位等を不当に害するおそれのある部分について当該事業者が申し出た場合は、原則公開しない。
- ③ 個人事業主による申請の場合は、補助金交付決定額は原則公表しない。

※ 「ジービズインフォ」Webサイト:<https://info.gbiz.go.jp/>

4-3 補助事業の開始

補助事業者は、SIIから交付決定通知を受けた後に、初めて、補助事業の開始(工事等の契約、発注)が可能となる。
 なお、交付決定日前に契約・発注等を行っていた場合は、交付決定の取消しとなる。
 したがって、補助対象となる工事等の契約・発注等を行うにあたっては、以下の点に留意すること。

- ① 発注日、契約日は、SIIの交付決定日以降とする。
 なお、複数年度に渡る事業であって、2年度目以降の場合は、この限りではない。
- ② 定額により算出した補助対象費用以外の工事項目については、以下の要領にて費用の妥当性を示すこと。
 - ・ 原則として交付決定日以降に3社以上の見積り合わせ、または競争入札によって発注先を決定する。
 - ・ 補助事業者が専門工事業者を3社以上の見積りにより選定し工事金額を決め、工事管理費用をコストオンして元請会社と工事契約を締結し、元請会社と専門工事業者が決められた工事金額で下請契約をするコストオン契約も可とする。なお、コストオンフィーは補助対象外とする。
 - ・ 事業期間を考慮し、公募開始後から交付決定日前に行った3社以上の見積り依頼及び見積り・入札結果を認めるが、加えて事業の進め方に関してSIIに事前に相談し、交付決定がされた場合に備え、事業完了後の確定検査時に必要な書類を整備しておくこと。その場合においても工事の契約・着工の開始は必ずSIIの交付決定日以降に行うこと。
 - ・ 設計・施工一括発注技術提案型総合評価方式等のプロポーザル型コンペ(省エネ性能評価を含んだもの)により設計者や施工請負業者が決定している場合は、業者決定についてその結果を認める(3社以上の見積りは不要)。ただし、補助対象範囲に関する契約は交付決定日以降とすること。
 - ・ 競争入札によりがたい場合は、その理由を明確にすると共に、価格の妥当性についても根拠を明確にする。
- ③ 契約・発注形態は建築躯体と設備の一括発注、設備一括発注、設備区分ごとの分離発注のいずれも可とする。
- ④ 補助事業全体の内容・金額が把握できるように、関連する補助対象外部分も含む契約とする。工事区分は適宜細分し各設備の導入費用を明確にする。
- ⑤ 当該年度に実施された補助事業について、当該年度の事業完了日までに対価の支払いを完了すること。
- ⑥ 複数年度に渡る事業を一括で発注・契約する場合は、年度ごとの実施内容及び金額等が確認できるようにする。
 ただし、各年度の工事開始は当該年度の交付決定日以降とする。

4-4 中間報告

補助事業者は、補助事業を開始し補助対象設備・工事の契約締結を行った後、中間報告を行うこと。
 原則、中間報告は補助対象設備・工事の契約締結後30日以内もしくは11月30日のいずれか早い日までにSIIへ提出すること。
 なお、SIIは必要に応じて中間検査(現地調査)を行うことがある。

4-5 補助事業の注意事項

補助事業の実施中に、事業内容の変更の可能性が生じた場合は、速やかにSIIに報告し、SIIの指示に従うものとする。また、実施設計の結果、一次エネルギー消費削減率が交付決定時から下回る場合は、採択取消しとなることがあるので注意すること。

4-6 省エネルギー性能評価の認証取得

補助事業者は、建築物省エネ法第7条に基づく省エネ性能表示(BELS等、第三者認証を受けているものに限る)により、ZEH-M Oriented以上の省エネルギー性能評価の認証を原則として事業完了までに受け、「省エネルギー性能表示」及びその表示に関する「評価書」の写しを完了実績報告書と併せて提出すること。
※複数年度事業の場合も、初年度の完了実績報告時までに取り得・提出すること。

省エネルギー性能表示に関する審査を受けた結果、一次エネルギー消費削減率が本事業の交付決定時の値よりも5ポイント以上下回った場合、または本事業の要件に不適合となった場合は、補助金の交付を受けることができないので注意すること。

第三者の評価による省エネルギー性能表示取得は、原則として申請時と同じ計算方法を用いること。

【参考】国土交通省ホームページ

- 国土交通省 建築物省エネ法のページ(2020年3月1日)
http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/jutakukentiku_house_tk4_000103.html
- 建築物省エネ法の概要パンフレット
<http://www.mlit.go.jp/common/001204678.pdf>

4-7 補助事業の完了

以下の全てが完了した時点をもって補助事業の完了とする。

- ・全ての補助対象工事完了及び、工事請負業者等からの補助対象工事の引渡し
 - ・補助対象工事に関する全ての支払いの完了※1
 - ・建築物省エネ法第7条に基づく省エネ性能表示(BELS等)の認証取得
- ※1 支払いは現金払い(金融機関による振込)で行うこと。(小切手及び手形払い不可)

期日以内に以上のいずれかひとつでも完了しなかった場合は、交付決定の取消しとなる場合があるので注意すること。

4-8 報告及び交付額の確定

- ① 補助事業者は、補助事業が完了したときは、完了の日から30日以内またはSIIが定める期日のいずれか早い日までに、「完了実績報告書」をSIIに提出する。
- ② SIIは「完了実績報告書」を受理した後、書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、「本事業の交付要件」と「その補助事業の交付決定の内容」に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者等に速やかに通知する。
- ③ 申請どおりの省エネルギー効果が得られないと見込まれる場合、あるいは申請どおりの設備が設置されていない場合は、補助金の支払いが行われないことがある。
- ④ 補助対象経費の中に補助事業者の自社製品の調達分(工事等を含む)がある場合は、補助対象経費から補助事業者の利益相当分を排除した額を補助対象経費の実績額とすることがある。

4-9 確定検査(書類審査・現地調査)

確定検査は、補助事業がその目的に適して公正に行われているかを判断する検査であり、補助金の額を確定するためのものである。確定検査に合格しない場合は補助金の交付ができないだけでなく、交付決定の取消しの対象となり、さらに不正行為等が認められた場合は、処罰の対象となるので、事業遂行にあたっては細心の注意を払うこと。

4-10 補助金の支払い

補助事業者は、補助金の額の確定後、「精算払請求書」をSIIに提出し、SIIは「精算払請求書」の受領後、補助事業者に補助金を支払う。
共同申請の場合は、SIIに相談すること。

4-11 取得財産の管理等

補助事業者は、補助事業により取得し、または効用の増加した財産(取得財産等)については、補助事業の完了後においても善良なる管理者の注意をもって管理し(善管注意義務)、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

補助事業者は耐用年数の期間内に取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ財産処分承認申請書をSIIに提出し、その承認を受けなければならない。万一、未承認のまま財産処分が行われた場合、SIIは交付決定を取消し、加算金(年利10.95%)とともに補助金全額の返還を求めることがある。

SIIは、補助事業者が取得財産等を処分することにより、収入があり、または収入があると認められるときは、その収入の全部または一部をSIIに納付させることができるものとする。

<分譲集合住宅における重要事項>

ZEHデベロッパーなどの事業主体が補助金の交付を受ける場合、住宅専有部については、不動産売買契約時に入居者へ、住宅共用部については、管理組合が組織された後、管理組合へ、速やかに補助事業を承継する手続きをSIIに対して行うこと。

その際、事業継承者に対し、「定期報告アンケートの提出」、「取得財産の適正管理」、「エネルギー管理支援サービスの加入(ある場合のみ必須とする)」など、補助事業者と同様の義務を負うことを確認する書類(契約書等)の提示ができること。

<財産処分について>

交付規程に則り、財産処分を行いSIIの承認後、返金が発生する場合は、下記の方法で返金額を計算する。

- ・処分制限財産の取得日(支払日)を起算日とする。
- ・処分制限財産に対し、転用、譲渡、交換、貸付け、担保に供する処分、取壊し、廃棄を行った日を処分日とする。
- ・処分制限期間は補助対象住宅の財産取得日(引渡受領日)から6年とする。
- ・計算用の決算日を3月31日とする。
- ・減価償却方法は、原則「定額法」を採用する。
- ・上記の条件で補助対象経費の残存簿価を計算し、残存簿価の補助金相当額を返金額とする。

※その他、平成20年5月15日(平成30年6月1日改正)大臣官房会計課の「環境省所管の補助金等で取得した財産の処分承認基準について」に該当する場合(転用・譲渡・交換・貸付け・担保・廃棄・取り壊しの財産処分)においても同様とする。

4-12 交付決定の取消、補助金の返還、罰則等

交付決定後に交付申請内容が本事業の補助要件を満たさないことが発覚等した場合は、審査の結果に係らず 交付決定の修正または取消の措置を講じることがある。

また、万一、交付規程に違反する行為がなされた場合、次の措置が講じられ得ることに留意すること。

- ① 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第17条の規定による交付決定の取消、第18条の規定による補助金等の返還及び第19条第1項の規定に準拠した加算金の納付。
- ② 適正化法第29条から第32条までの規定による罰則。
- ③ 相当の期間補助金等の全部または一部の交付決定を行わない。
- ④ SIIの所管する契約について、一定期間指名等の対象外とする。
- ⑤ 補助事業者等の名称及び不正の内容の公表。

【注意事項】

- ① 本事業で導入した設備等については、SIIが補助事業の対象となり得るものとして指定したものであり、補助対象設備導入に係る補助事業者と設計者及び施工者等との契約、施工、設備等の品質・性能、燃料等の調達、導入完了後の保守や保証、知的財産権等をSIIが保証するものではない。
万一、上記に関する紛争が起きてもSIIは関与しない。
- ② 申請者及びZEHデベロッパーは、虚偽の内容を含む提案・申請をしてはならない。
その内容に偽りがあることが補助事業完了後に判明した場合、民事上及び刑事上の法的責任が生ずる可能性があることを認識し、誠実かつ的確な提案・申請をすること。
不正をしたことが明らかになった場合は補助金の支払いを行わない。また、不正な行為により補助金を受給した場合は、民事上及び刑事上の法的責任が生ずる可能性があることを十分に認識した上で、適正に手続きを行うこと。

(注)表紙裏面“補助金を申請及び受給される皆様へ”を確認すること。

4-13 実施状況の報告(定期報告アンケートについて)

本事業は、省エネルギー効果等の情報の取得、分析についても事業の目的としているため、補助事業者(事業継承を受ける者を含む)は報告を必ず行うこと。(補足④P20～P21参照)

※報告されたエネルギー使用状況は個人情報を除いて国またはSIIから公表される場合がある。

4-14 「ZEH-M実現に向けたZEH-M設計ガイドライン作成」のための情報開示

本事業は、ZEH-M設計ガイドライン策定業務に必要な情報提供が可能な事業に対し、補助を行うものである。

したがって、ZEH-M設計ガイドライン作成のため、補助事業者から提出される以下のデータについて、使用及び公表を行うことがある。正当な理由なく、これらの情報の提出がなかった場合には、補助金の交付決定の修正、取消または返還を求めることもあるので注意すること。

- 全景写真(またはパース図等)
- 設計一次エネルギー消費量の計算に用いた外皮・設備仕様入力シート<エクセルシート>及び、計算結果(外皮性能、一次エネルギー消費量・削減率・原単位)
- 設計一次エネルギー消費量の計算結果の根拠となる建築物概要(地域区分、構造、階数、建築面積、延床面積等)
- 設計一次エネルギー消費量の計算結果の根拠となる設備概要(採用省エネルギーシステム概念図、仕様等)

※なお、ZEH-M設計ガイドラインの作成に際しては、個人情報等に配慮して、提供された情報を取り扱う予定である。

※別途、省エネルギー効果検証のための取材等の協力依頼が行われることがある。

4-15 補助事業に係るデータの取り扱い

本事業では、申請情報や補助金交付後の補助対象建築物の運用データを調査、分析するとともに、その分析結果を広く公表する。

また、ZEH-M実現に資する事例の紹介や補助金を受領した事業者からの成果報告も併せて公表する。

【参考】「ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス支援事業調査結果(2020年版)」

<https://sii.or.jp/opendata/#prj6>

本事業の採択事業について得られた情報も、調査・分析の対象となり、その分析結果はZEH-Mの実現と普及を目的として広く公開することについて、あらかじめ了承すること。

4-16 よくある質問について

SIIホームページに「よくある質問」を掲載しているので、確認すること。

https://sii.or.jp/moe_zeh_m03/zeh_mh/faq.html

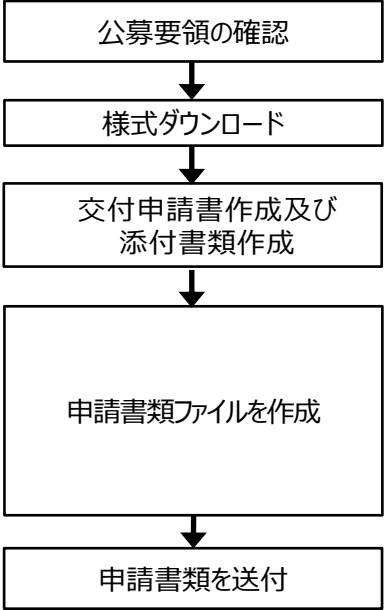
5章 交付申請の方法

5 交付申請の方法

5-1 申請について

(1) 申請の流れ

申請については以下の方法で行う。



- 公募要領の内容をよく確認する。
※ 書類不備は不採択の要因と成り得るので注意すること。
- SIIホームページ内の「公募情報」ページより、様式をダウンロードする。
- エクセル様式へ入力し、書類を作成・出力する。
- 添付書類を作成する。
- 入力したエクセル様式のデータをCD-ROMへ保存し、申請書に添付する。
- 「5-2 申請書類ファイル体裁」、「インデックス名」を参考に、ファイル及びインデックスを作成する。
- 以下の書類を、申請書類ファイルに綴じる。(P49参照)
 - ・ エクセル様式で作成し出力した書類と、そのデータを保存したCD-ROM
 - ・ 自由書式の書類
- 申請書類は返却しないため、必ず提出書類の副本を控えとして手元に残すこと。
- 手元に保管すべき副本等をSIIに提出した場合、SIIは着払いにて返送するので注意すること。
- 「申請書類リスト」に則り、必要書類をファイリングし、申請書類を公募期間内にSIIへ送付する。

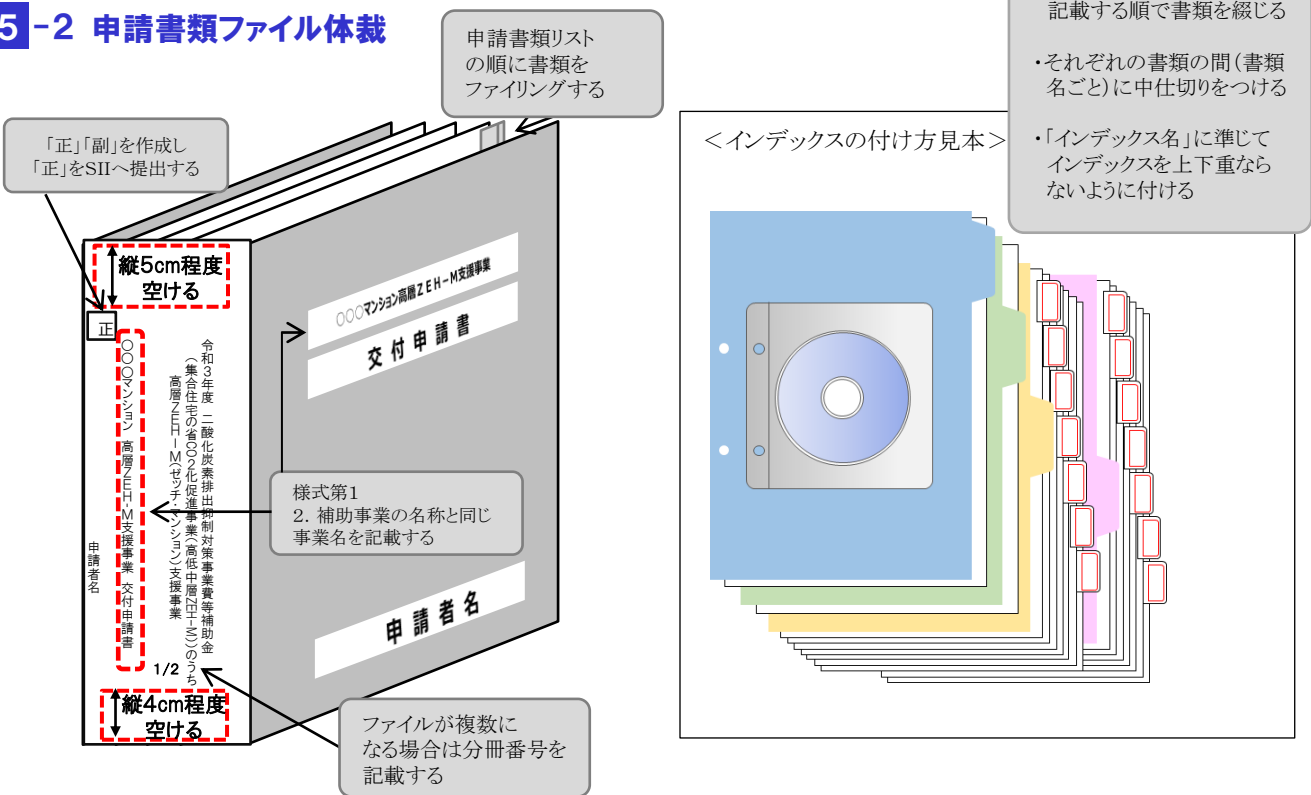
(2) 公募期間

以下の期間で申請の受付を行う。

公募期間：2021年6月1日(火)～2021年6月30日(水) 17:00必着

事業期間：交付決定日(2021年8月上旬)～2022年1月21日(金)まで

5-2 申請書類ファイル体裁



5-3 申請書類リスト

提出区分： 必須 提出必須 該当 該当する場合は提出必須

インデックス名	書類名	作成形式	提出区分	データ提出	特記事項
チェックシート	提出書類チェックシート	指定	必須	●	
①交付申請書	様式第1 交付申請書	指定	必須	●	申請者の押印不要
	別紙1 補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金の額並びに区分ごとの配分	指定	必須	●	
	別紙2 暴力団排除に関する誓約事項	指定	必須	●	
	別紙3 役員名簿	指定	該当	●	・共同申請の場合は、全申請者分提出すること ・個人申請の場合は不要
②誓約書	誓約書	指定	必須	●	・共同申請の場合は、全申請者分署名すること ・申請者の押印不要
③実施計画書	1. 申請者の詳細	指定	必須	●	
	2. 全体概要	指定	必須	●	A3サイズでカラー印刷
	3. 補助事業概要図	指定	必須	●	A3サイズでカラー印刷
	4. 5. 事業予定・補助事業実施体制	指定	必須	●	
	6. 家庭用蓄電システム明細	指定	該当	●	
	7. 住戸情報入力	指定	必須	●	A3サイズでカラー印刷
	8. 補助対象経費総括表(まとめ)	指定	必須	●	
	9-1～4. 補助対象経費総括表(1年目)(2年目)(3年目)(4年目)	指定	必須	●	
	10-1～2. 費用明細書(専有部)(共用部)	指定	該当	●	
	10-3. 設計費費用明細書	指定	該当	●	
	11. エネルギー計測計画図	指定	必須	●	
	12. 事業実施工程表	指定	必須	●	A3サイズでカラー印刷
	参考見積書	写し	該当		定額単価積み上げ方式を用いない設備を導入する場合は「10-1～3. 費用明細書」と併せて必ず提出すること
	普及促進計画の具体的な内容	自由	該当		
④財務資料	直近3年分の財務諸表・決算短信表(単独決算)等の写し	写し	必須		・個人の場合は、確定申告書の写しを提出すること ・共同申請の場合は、全申請者分提出すること
⑤土地登記簿等	土地登記簿謄本(登記情報提供サービスの出力可)	写し	必須		未取得の場合は、その旨と取得時期を説明した紙面を添付すること
	土地賃貸契約書	写し	該当		土地が賃貸の場合は提出必須
⑥確認済証	確認済証	写し	必須		未取得の場合は、その旨と取得時期を説明した紙面を添付すること
⑦建物図面	建物案内図	自由	必須		複数年事業は、各階平面図および断面図または矩計図に住戸毎で補助対象設備等の導入年別(1年目は赤、2年目は青、3年目は緑、4年目はオレンジ)に色分けしてマーキングすること
	建物配置図	自由	必須		
	建物概要	自由	必須		
	各階平面図	自由	必須		
	建物立面図	自由	必須		
	断面図または矩計図	自由	必須		
⑧設計図	断熱/空調/給湯/換気/照明/太陽光発電設備/蓄電システム/HEMS/MEMS/その他	自由	必須		・定額単価表を用いない設備を導入する場合は設備ごとに機器表/仕様書またはカタログ等を添付する ・設備工事ごとに編集しカラー印刷(例)空調設備・機器表・設備設置図
⑨商業登記簿等	現在事項全部証明書(登記情報提供サービスの出力可)	写し	必須		・発行から3ヶ月以内のもの ・個人等の場合は公的機関発行の本人確認ができる書類(運転免許証の写し等)を提出すること ・共同申請の場合は全申請者分提出すること
⑩その他		自由	該当		その他申請に必要な書類がある場合
⑪データ提出CD-ROM		-	必須		提出「●」のデータをCD-ROMに保存し提出する

※確定申告書を送付する場合には、マイナンバー部分を黒塗りした上で送付すること。
(マイナンバーの記載のある書類が送付された場合には、SIIにて黒塗り等の処理を行う)

交付申請書及び添付書類の入力例

提出書類チェックシート(1/2)

提出書類チェックシート

提出ファイル形式、書式	確認欄
正本（正）と・副本（副）を作成し（正）に原本、（副）に「正本」のコピーを綴じていますか	✓
A 4・黒文字・片面印刷で出力を基本とし、出力方法に指定のあるものは指定に準じていますか (※書類によりカラー印刷やA 3印刷といった指定があるので注意)	✓
ファイルの種類、背表紙や表紙の記載事項は適切ですか	✓
提出の必要な書類をすべてファイリングしていますか	✓
インデックス付の中仕切りがそれぞれの書類の前にファイリングされていますか (※提出書類にはインデックスをつけない)	✓
提出不要の書類についてはインデックス付の中仕切りと「該当なし」と記した紙がファイリングされていますか	✓
入力シートの情報が各書類にきちんと反映されていますか	✓

主な書類等		チェック内容	確認欄
提出書類チェックシート		申請者によるチェック済のものをファイリングしていますか	✓
① 交付申請書	様式第 1 交付申請書	申請者の住所、名称、代表者等名は商業登記簿と整合がとれていますか （個人等の場合は公的機関発行の本人確認ができる書類（運転免許証の写し等）と整合をとること）	✓
		補助事業の名称は、補助事業を特定しやすい名称としていますか （個人申請の場合、個人名を補助事業名称に使用しない）	✓
		完了予定年月日は、 単年度事業は 2 0 2 2 年 1 月 2 1 日以前の日付となっていますか 複数年度事業は 2 0 2 2 年 2 月 1 0 日以前の日付となっていますか	✓
		最終年度の事業完了予定日は、 複数年度事業は最終年度の 1 月 2 1 日以前の日付となっていますか	✓
		別紙 1	「 8 . 補助対象経費総括表（まとめ）」の金額と整合がとれていますか
	別紙 3	商業登記簿に記載の役員情報と整合がとれていますか	✓
		欄外の注意書きの通りに記載されていますか	✓
② 誓約書		共同申請の場合は全申請者分を記載	✓
③ 実施計画書	1 . 申請者の詳細	記入（入力）した情報に誤りや抜け漏れはありませんか	✓
	2 . 全体概要	A 3 カラーで印刷されていますか	✓
		記入（入力）した情報に誤りや抜け漏れはありませんか	✓
	3 . 補助事業概要図	A 3 カラーで印刷されていますか	✓
		事業年度ごとの色分けが正しくされていますか	✓
	4 . 事業予定	実施体制内に、公募要領 P 1 1 の 2 - 1 （ 3 ） の①②のいずれであるかが明示されていますか	✓
	5 . 補助事業実施体制	実施体制がわかりやすく図示されていますか	✓
	6 . 家庭用蓄電システム 明細	導入する住戸すべてについて、住戸ごとに作成されていますか	✓
		補助対象経費や補助金申請額が正しく算出されているか、申請者自身で検算を行いましたか	✓
	7 . 住戸情報入力	入力漏れがないか、申請者自身で最終確認を行いましたか ※入力漏れがあると正しく補助金額が算出されません	✓
	8 . 補助対象経費総括表 （まとめ）	補助対象経費の算出漏れがないか、申請者自身で検算を行いましたか	✓
	9 - 1 ～ 4 . 補助対象経費 総括表（ 1 年目）（ 2 年目） （ 3 年目）（ 4 年目）	補助対象経費の算出漏れがないか、申請者自身で検算を行いましたか	✓

提出書類チェックシート(2/2)

③実施 計画書	10-1～2. 費用明細書 (専有部) (共用部)	定額単価表にない補助対象設備を導入する場合入力し、申請者自身で検算を行いましたか	✓
	10-3. 設計費費用明細書	交付決定後に行うエネルギー計算に係る費用を算出する場合に入力し、申請者自身で検算を行いましたか	✓
	11. エネルギー計測計画図	A4カラーで印刷されていますか	✓
		見やすくわかりやすい図で示されていますか	✓
	12. 事業実施工程表	A3カラーで印刷されていますか	✓
		実施計画書内「4. 事業予定」に項目のある予定日を工程表内にも明示していますか	✓
		【分譲の場合】以下項目を明示していますか ・事業者から購入者への販売開始予定日 ・事業者から購入者への引き渡し開始予定日	✓
		以下内容について予定時期をプロットしていますか ・各年度の補助事業開始予定 ・BELS評価証取得予定(初年度) ・当該年度の完了実績報告書提出予定 ・年度間の補助対象工事着手不可期間	✓
		様式第1「交付申請書」や実施計画書「4. 事業予定」と日程の整合がとれていますか	✓
	参考見積書	定額単価を用いない設備を導入する場合、添付されていますか	✓
		「10-1～3. 費用明細書」と整合がとれていますか	✓
	普及促進計画の具体的な内容	具体的にわかりやすく、漏れなく示されていますか	✓
④財務資料	財務諸表・決算短信表等	単独決算の直近3年分の資料の写しが添付されていますか	✓
⑤土地 登記簿等	土地登記簿謄本	補助対象建築物を建設する土地の登記簿の写し(発行日から3ヵ月以内のもの)を添付していますか(登記情報提供サービスの出力可) 未取得の場合は、その旨と取得時期を記載した紙を添付していますか	✓
	土地賃貸契約書	借地の場合、土地賃貸契約書の写しを添付し、契約期間が明示されていますか	✓
⑥確認済証	確認済証	補助対象建築物の確認済証の写しを添付していますか 未取得の場合は、その旨と取得時期を記載した紙を添付していますか	✓
⑦建物図面	各種図面	必要な図面をすべて添付していますか	✓
		補助対象設備は導入事業年度の指定色にマーキングしていますか	✓
⑧設計図	断熱/空調/給湯/換気/照明/太陽光発電設備/蓄電システム/HEMS/MEMS/その他	定額単価を用いない設備を導入する場合は、設備ごとに機器表/仕様書またはカタログ等が添付されていますか	✓
		設備工事ごとに編集し、カラー印刷していますか	✓
⑨商業 登記簿	現在事項全部証明書	発行から3ヵ月以内の写しが添付されていますか(登記情報提供サービスの出力可)	✓
⑩データ提出CD-ROM		申請書類リストの「データ提出」の区分が「●」であるデータをエクセルのまま収録しましたか(PDF不可)	✓
		CD-ROM表面に補助事業の名称と補助事業者名が明記されていますか	✓

様式第1 交付申請書

本書類は、入力シートより転記される

様式第1

2021 年 6 月 4 日

一般社団法人 環境共創イニシアチブ
代表理事 村上 孝 殿

公募期間内の日付であることを確認

〒 104 - 0000

申請者 1 住 所 東京都中央区〇〇町〇〇丁目〇〇番〇〇号
名 称 〇〇〇株式会社
代表者等名 代表取締役 環境 太郎
生年月日

押印不要

生年月日は個人申請のみ入力されていること

令和3年度
二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金
(集合住宅の省CO2化促進事業(高低中層ZEH-M))

交付申請書

二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(集合住宅の省CO2化促進事業(高低中層ZEH-M))交付規程(以下「交付規程」という。)第4条の規定に基づき、下記のとおり申請します。

なお、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号)、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(戸建住宅ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス(ZEH)化等支援事業及び集合住宅の省CO2化促進事業(高低中層ZEH-M))交付要綱(令和3年4月1日環地温発第21033023号)及び交付規程の定めるところに従うことを承知の上、申請します。

様式第1 交付申請書

本書類は、入力シートより転記される

記

1. 申請する補助事業

令和3年度 高層ZEH-M支援事業

2. 補助事業の名称

〇〇〇〇マンション

事業を特定できる名称であること

高層ZEH-M支援事業

3. 補助事業の実施計画

別添による

補助金申請額が正しく算出されていることを確認すること

4. 補助金交付申請額

補助金交付申請額

5,121,000円

5. 補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金の額並びに区分ごとの配分（別紙1）

6. 補助事業の開始及び完了予定日

（1）開始年月日

2021 年 9 月 9 日

（2）完了予定年月日

2022 年 2 月 10 日

最終年度の事業完了予定日

2023 年 1 月 20 日

（注）この申請書には、以下の書面を添付すること。

暴力団排除に関する誓約事項（別紙2）

役員名簿（別紙3）

その他一般社団法人環境共創イニシアチブが指示する書面

公募要領に定められた期日内の日付であること

（備考）用紙は日本産業規格A4とし、縦位置とする。

(別紙1) 補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金の額並びに区分ごとの配分

(別紙1)

本書類は、「8, 補助対象経費総括表(まとめ)」より転記される

補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金の額並びに区分ごとの配分

(単位：円)

補助対象 経費の区分	補助事業に要する経費	補助対象経費	補助率 (参考値)	補助金の額 (参考値)
設計費	688,000	688,000	1/2	344,000
設備・工事費	9,555,000	9,555,000		4,777,500
合計	10,243,000	10,243,000	-	5,121,500
※補助金の額 (補助金算出額の合計に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨て)				5,121,000

正しく算出されていることを
申請者自身で確認すること

補助金額の上限は
3億円／年

(備考) 用紙は日本産業規格A4とし、縦位置とする。

(別紙2) 暴力団排除に関する誓約事項

印刷し、添付すること

(別紙2)

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、補助金の交付の申請をするに当たって、また、補助事業の実施期間内及び完了後においては、下記のいずれにも該当しないことを誓約いたします。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

(備考) 用紙は日本産業規格A4とし、縦位置とする。

（別紙3） 役員名簿

(別紙 3)

2021 年 6 月 4 日

役員名簿

[illegible]

(注1) 申請者が個人の場合は不要とする。ただし、リース事業者等との共同申請の場合は、リース事業者等の役員名簿を提出すること。

(注2) 役員名簿については、氏名カナ欄(全角、姓と名の間に全角で1マス空け)、氏名漢字(全角、姓と名の間に全角で1マス空け)、生年月日(全角で大正はT、昭和はS、平成はH、数字は2桁全角)、会社名及び役職名を記載する。また、外国人については、氏名漢字欄は商業登記簿に記載のとおり記入し、氏名カナ欄はカナ読みを記入すること。

(備考) 用紙は日本産業規格A4とし、縦位置とする。

誓約書

一般社団法人 環境共創イニシアチブ
代表理事 村上 孝 殿

令和3年度
二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金
(集合住宅の省CO2化促進事業(高低中層ZEH-M))

誓約書

私は、補助金の交付の申請を一般社団法人環境共創イニシアチブ(以下「S I I」という。)に提出するに当たって、また、補助事業の実施期間内及び完了後においては、下記の事項について誓約いたします。
この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、一切異議は申し立てません。

- 1. 交付申請
本事業の交付規程及び公募要領の内容を全て承知の上で、申請者の役割及び要件等について確認し、了承している。
- 2. 暴力団排除
暴力団排除に関する誓約事項について熟読し、理解の上、これに同意している。
- 3. 交付決定前の事業着手の禁止
交付決定通知書を受領する前に本事業に着手した場合には、補助金の交付対象とならないことを了承している。
- 4. 重複申請の禁止
他の国庫補助金等を重複して受給してはならないことを理解している。
- 5. 申請の無効
申請書及び添付書類一式について責任をもち、虚偽、不正の記入が一切ないことを確認している。
万が一、違反する行為が発生した場合の罰則等を理解し、了承している。
- 6. 個人情報の利用
S I I が取得した個人情報等については、申請に係る事務処理に利用する他、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)に基づいた上で、S I I が開催するセミナー、シンポジウム、本事業の効果検証のための調査・分析、S I I が作成するパンフレット・事例集、国が行うその他調査業務等に利用されることがあり、その場合、国が指定する外部機関に個人情報等が提供されることに同意している。
また、本情報が同一の設備等に対し、国から他の補助金を受けていないかを調査するために利用されることに同意している。
- 7. 申請内容の変更及び取下げ
申請書の提出後に申請内容に変更が発生した場合には、S I I に速やかに報告することを了承している。
万が一、違反する行為が発生した場合は、S I I の指示に従い申請書の取下げを行うことに同意している。
- 8. 現地調査等の協力
補助事業が事業の目的に適して公正に実施されているかを判断するための現地調査等に協力することを了承している。
- 9. 事業の不履行等
申請者がS I I に連絡することを怠ったことにより、事業の不履行等が生じ審査が継続できないとS I I が判断した場合は、当該申請者の申請及び登録を無効とすることができることを理解し、了承している。
- 10. 免責
S I I は、ZEHデベロッパー、補助事業者(補助事業を行おうとするもの)、その他の者との間に生じるトラブルや損害について、一切の関与・責任を負わないことを理解し、了承している。
- 11. 事業の内容変更、終了
S I I は、国との協議に基づき、本事業を終了、又はその制度内容の変更を行うことができることを承知している。
- 12. 複数年度事業について
本年度の交付決定は、翌年度以降の交付決定を保証するものではないことを了承している。
翌年度以降において公募予算額を超える申請があった場合等には、補助金額が減額(決定されない)場合がある。その場合でも、原則、竣工まで事業を継続すること
場合には、原則として既に交付した補助金の返還が必要となる場合があることを

上記を誓約し、申請内容に間違いがないことを確認した上で署名します。

2021 年 6 月 4 日

申請者1 名称 ○○○株式会社
代表者等名 代表取締役

環境 太郎

押印不要

本書類は、入力シートより転記される

1. 申請者の詳細

実施計画書

1. 申請者の詳細

(1) 申請者概要

ふりがな	まるまるまるかぶしきがいしゃ
法人名又は氏名	〇〇〇株式会社
法人番号（13桁）	1234567890123
代表者役職	代表取締役
ふりがな	かんきょう たろう
代表者名	環境 太郎
住 所	〒 104 - 0000 東京都中央区〇〇町〇〇丁目〇〇番〇〇号
電話番号	03-0000-1111
E-MAIL（個人のみ）	ニ

(2) ZEHデベロッパー登録情報

登録名称	〇〇〇株式会社
登録状況	登録済
登録番号	ZEHM00-00000-DC

(3) 補助事業担当者情報

申請者1	代表担当者	☒
所属部署	〇〇〇部〇〇課	
担当者役職	課長	
ふりがな	まる たろう	
担当者	丸 太郎	
住 所	〒 104 - 0000 東京都中央区〇〇町〇〇丁目〇〇番〇〇号	
電話番号	03-0000-1111	
携帯電話番号	090-0000-1112	
E-MAIL（個人のみ）	t-maru@zehzeh.com	

入力シートより
転記される

(4) 事業者の業務実績に関する事項

事業報告期間	2020 年 4 月 1 日 ~ 2021年 3 月 31 日
資産合計（円）	10,000,000,000
負債合計（円）	10,000,000,001
純資産合計（円）	10,000,000,002
売上高（円）	10,000,000,003
経常利益（円）	10,000,000,004
当期純利益（円）	10,000,000,005

法人申請の場合
直近1年分の
財務状況が入力
されていること

(5) 他の補助金に関する事項

他の補助金の有無	有り
他の補助金名	〇▽□補助金
他の補助金名	
他の補助金名	

他の補助金が「有り」の場合、補助金名は
正式名称を省略せずに入力されていること

本項目は
直接入力

「COOL CHOICE賛同登録」を行い
その旨をチェックすること

(6) COOL CHOICE賛同登録

政府が推進する国民活動「COOL CHOICE」の趣旨に賛同し、「COOL CHOICE賛同登録」を行いました。	☒
--	-------------------------------------

2. 全体概要

2. 全体概要は、A3カラーで印刷すること

2. 全体概要

① 申請者概要

事業期間区分	2年度事業（1年目）	事業全体の完了予定時期	2023 年 1 月
補助事業の名称	〇〇〇〇マンション	ZEHデベロッパー情報が入力されていることを確認すること	
申請者名	〇〇〇株式会社		

② ZEHデベロッパー

登録名称	〇〇〇株式会社	登録番号	ZEHM00-00000-DC
登録状況	登録済		

③ 建物概要

地名地番	〇〇県〇〇市〇〇町〇〇丁目〇〇番地〇〇号				を入力すること		住棟形状	中廊下型		
建物用途	共同住宅	住棟の種類(賃貸・分譲)		分譲	構造	鉄筋コンクリート造 (RC造)				
地域区分	6	住戸数		32 戸	全体床面積	2,900.00	住宅専有部分	2,565.00 m ²	住戸平均床面積	80.16 m ²
階数	全体	地下	0 階	地上		6 階	住宅共用部等	335.00 m ²		
	住宅部分	地下	0 層	地上		6 層	住宅外用途部分	0.00 m ²		

④ 建物性能

外皮平均熱貫流率（UA値）	住戸平均	0.54	最大	0.60	最小	0.50		
再生可能エネルギー等を含む一次エネルギー消費削減率（住棟）	43 %		専有部の外皮総面積に対する開口比率		5.20 %			
8 地域における要件		☐ 通風の積極利用 ☐ 効果的な日射遮蔽 ☐ 最上階の屋上断熱強化 ☐ 屋上緑化、壁面緑化 ☐ その他						
太陽光パネルの設置の有無	有り	公称最大出力の合計	30.00 k W	分配方法	専有部住戸配分率	10 戸	容量の合計	20.00 k W
					供給住戸割合	31.3 %		
					共用部			
V 2 H導入の有無		無し	居住者の使用					

⑤ 一次エネルギー計算

設備用途区分			一次エネルギー消費量		
			基準値（MJ/年）	設計値（MJ/年）	削減量（MJ/年）
専有部	空調	暖房	XXXXX	XXXXX	XXXXX
		冷房			XXXXX
	換気				XXXXX
	照明		XXXXX	XXXXX	XXXXX
	給湯		XXXXX	XXXXX	XXXXX
共用部	空調		XXXXX	XXXXX	XXXXX
	換気		XXXXX	XXXXX	XXXXX
	照明		XXXXX	XXXXX	XXXXX
	給湯		0	0	0
	昇降機		XXXXX	XXXXX	XXXXX
エネルギー利用効率化設備		コージェネ	0	-XXXXX	XXXXX
		PV	0	-XXXXX	XXXXX
計			XXXXX	XXXXX	XXXXX
再生可能エネルギー等を除く一次エネルギー消費削減率					28 %
再生可能エネルギー等を含む一次エネルギー消費削減率					43 %
再生可能エネルギーによる削減率					15 %
ZEH-Mの種類					ZEH-M Oriented

⑥ エネルギー管理体制

該当するものにチェックをすること（複数回答可）	
住棟全体のエネルギー使用状況を一元管理し、SIIに報告できる体制を有している。（住棟全体のエネルギー管理をサービサー等に一括委託する体制も可）	☒
住棟内の一部住戸について、HEMSによる1カ月毎のエネルギー計測データの提出が可能	☒
検針等を行いエネルギー使用状況報告が可能な計測体制を有している。（賃貸の場合のみ）	☐
エネルギー種別	計測方法（「その他」を選択した場合は横のセルに概要を入力すること）
電気使用量	エネルギー計測装置で計測
ガス使用量	エネルギー計測装置で計測
その他のエネルギー使用量	

計測方法をプルダウンから選択すること
(その他を選択した場合は、選択項目の横に概要を直接入力すること)

⑦ レジリエンス強化の対策概要（対策等を行う場合は内容の詳細を記入すること）

該当するものにチェックをすること（複数回答可、「その他」を選択した場合は下のセルに概要を入力すること）	
☒	水害時の機能確保を目的とした地上階への機械設備等の配置
☒	停電時に太陽光発電による非常用電源確保がなされる計画
☒	創蓄連携システムによる災害時の電力確保計画
☐	その他（下記の記入欄に具体的に記載すること）

「その他」を選択した場合、本記入欄にその計画を具体的に入力すること

⑧ 普及促進に向けた広報計画の積極度

媒体の分類	BELS簡易表示による住棟のエネルギー消費削減率表示	広報実施開始年月	全住戸のBELS取得と訴求	全住戸の光熱費削減効果の訴求	快適性、健康面への言及
不動産情報媒体（WEBサイト・住宅情報誌など）掲載	有り	2021年12月	無し	無し	無し
店舗掲示物やモデルルーム内の掲示	有り	2021年12月	有り	有り	有り
屋外広告の類（工事現場の仮囲い等）	有り	2021年10月	無し	無し	無し
新聞折込広告など	有り	2021年12月	無し	有り	有り

普及促進に向けた広報計画について、プルダウンより選択すること

プルダウンに該当項目がない場合は「その他」を選択し、本記入欄に詳細を入力すること

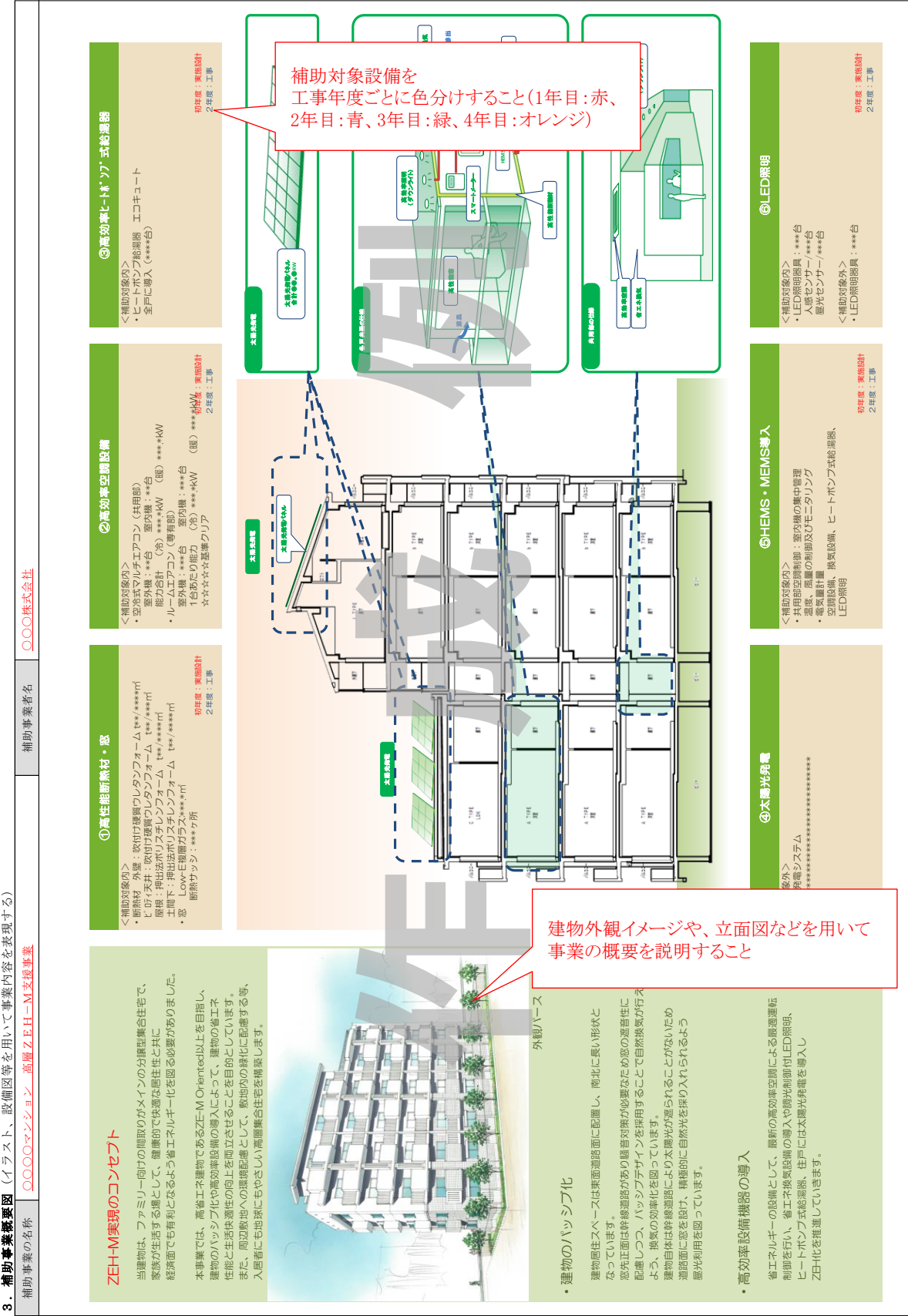
⑧に記載し、交付決定をうけた内容は、完了実績報告時に、計画通り行ったという証拠を提出する必要がある。
計画通りの広報が行われていない場合は、交付決定の取消しとなる場合があるので注意すること。

⑨ ZEH-Mの実現に資する導入設備等

項目	設備・システム名	システム概要（能力・性能・規模・他）	導入戸数（戸）	補助
断熱	屋根	硬質ウレタンフォーム断熱材2種2号 50mm		●
	天井	吹付硬質ウレタンフォーム断熱材 A種1H 20mm		●
	外壁	吹付硬質ウレタンフォーム断熱材 A種1H 40mm		●
	床	押出法ポリスチレンフォーム断熱材 3種bA 60mm		●
	開口部	アルミ樹脂複合サッシ（Low-E複層ガラス（A10以上）日射取得型）		●
専有部	空調設備	高効率個別エアコン	主たる居室に区分（い）のエアコンを設置	32 ●
専有部	空調設備	床暖房	主たる居室に床暖房を設置。熱源機は燃料電池。	32 ●
専有部	給湯設備	燃料電池	PEFC方式	32 ●
専有部	換気設備	ダクト式第一種換気	熱交換効率65%	3 ●
専有部	換気設備	ダクト式第三種換気	比消費電力0.4W/（㎡/h）以下	29 ●
専有部	照明設備	LED照明	主たる居室、非居室にダウンライトを設置。	32 ●
専有部	その他	HEMS	電気使用量計測。パルスにてガス使用量も計測。	32 ●
専有部	その他	蓄電システム	101号室に蓄電システムを導入	1 ●
共用部	空調設備	天井埋込ビルトインエアコン	高効率エアコンの設置	2 ●
共用部	換気設備	ダクト式第三種換気	DCモーター。エントランスホールに設置。	2 ●
共用部	照明設備	LED照明	エントランスホール、共用廊下にLED照明を設置。タイマー制御、照度センサー機能有。	30 ●
共用部	その他	MEMS	計測機器、電力量センサー、計測タップ、計測機能付分電盤	1 ●

ZEH-Mに資する設備について入力すること

3. 補助事業概要図



4. 事業予定・5. 補助事業実施体制

4. 事業予定

1) 事業全体の予定

令和3年度 補助事業着手予定日	2021 年 9 月 9 日
令和3年度 事業完了予定日	2022 年 2 月 10 日
最終事業年度 事業完了予定日	2023 年 1 月 20 日
建築確認済証 取得予定日時期	2021 年 8 月
事業主から購入者への販売開始予定時期 (分譲事業のみ入力)	2021 年 10 月
事業主から購入者への引渡し開始予定日 (分譲事業のみ入力)	2023 年 4 月 30 日

公募要領P14、19に定められた要件内の日付であること

本項目は
直接入力

版の重要事項説明書をSIIへ提出（定期報告分に係る内容の確認）が必要なので注意すること

※最終事業年度の補助金交付日以前に引渡しを行った場合、当該住戸は補助対象外となるので注意すること

2) 資金調達計画

補助事業の遂行に係る融資計画	無し
融資計画予定時期	
補助対象建築物に対する抵当権設定予定	

担当者情報ではなく
法人情報・代表者情報であること

3) 事業に係る設計者等情報

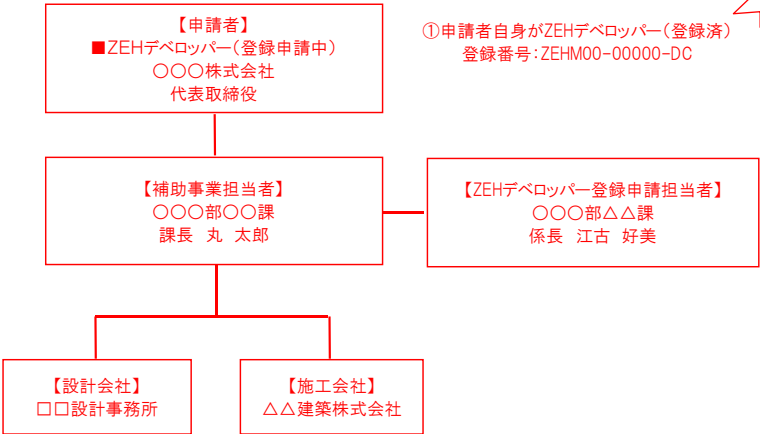
設計者	法人名称	□□設計事務所		
	代表者名	設計 次郎	事業内容	設計
	住所	〒 105 - 0000 東京都港区□□町□□丁目□番地□号		
建築工事者	法人名称	△△建築株式会社		
	代表者名	建築 次郎	事業内容	施工
	住所	〒 100 - 0000 東京都千代田区△△町△△丁目△番地△号		

5. 補助事業実施体制（スキーム等で事業体制を示す）

*公募要領P11「2-1」（3）の①、②のいずれかであることを明示する

事業の実施体制を明示すること

申請中の場合、“登録申請中”と記載すること



本項目は
直接入力

6. 家庭用蓄電システム明細

6. 家庭用蓄電システム明細

[1] 補助対象蓄電システム

1. 補助事業情報

補助事業の名称	〇〇〇〇マンション	高層ZEH-M支援事業
住戸番号（部屋番号）	101	

専有部に補助対象となる蓄電システムを導入する場合は、本シートを使用し補助金申請額を算出すること

導入する住戸ごとに作成すること

2. 設備情報

メーカー名	〇〇〇	
パッケージ型番	〇〇〇〇〇	
初期実効容量	7.2	kWh（Ⅰ）
蓄電容量	8.0	kWh
PCSのタイプ	ハイブリッド	
PCSの定格出力	7.2	kW
申請可能な導入価格の上限額	1,464,000	円（Ⅱ）
蓄電システム導入価格※1	680,000	円 ①

SIIが公表している蓄電システム一覧を確認し、機器情報を正確に入力すること

申請可能な導入価格の上限額が表示される

機器費+据付設置工事費を入力すること

※1 蓄電システム1台あたりの導入価格（見積金額）を記入すること。

導入台数	1	台（Ⅲ）
------	---	------

3. 補助対象経費の算出

初期実効容量(合計)	7.2	kWh	288,000	円 ② = (Ⅰ) × (Ⅲ) × 40,000
------------	-----	-----	---------	--------------------------

4. 【複数種設置した場合のみ】別機種の蓄電システムの補助対象経費

蓄電システム導入補助金申請額※2	0	円 ③
------------------	---	-----

※2 蓄電システムを複数種設置した際は、このシートをコピー、
[1] 1. ～ 3. まで入力し、自動表示された補助対象経費を当欄に記入すること。

補助対象経費の予定額	288,000	円 ④ = ② + ③
------------	---------	-------------

補助対象経費上限額	400,000	円 ⑤
-----------	---------	-----

5. ④、⑤のいずれか低い金額

蓄電システムの補助対象経費※3	288,000	円 ⑥
-----------------	---------	-----

※3 ⑥の金額を「7. 住戸情報入力」シートの蓄電システムの補助対象経費の欄に記入すること。

申請者自身で検算すること

7. 住戸情報入力

7. 住戸情報入力

補助事業の名称

高層ZEH-M支援事業

〇〇〇〇マンション

その他の設備①②③に関しては「10-1. 費用明細書（専有部）」に入力する費目の設備と同じこと

本シートの内容が、補助金算出根拠となるため、誤りや入力漏れの無いよう、注意すること

導入年の選択を忘れないこと
補助対象外の場合は「-」を選択すること

各階数・部屋番号に沿って全ての住戸を記入すること

番号	階数	部屋番号	各住戸の外壁・断熱・床面積 (㎡)	一次エネルギー消費削減率(%) (再エネ除く)	住戸の位置属性	住戸に係る断熱性能				空調設備				換気設備				
						平面	断面	表側住戸の表面積比率 25%以上	住宅モデル区分による係数		導入年	補助対象経費	高効率個別エアコン①		高効率半個別エアコン②	空調設備		換気設備
									住戸の外壁・断熱性能	住戸の位置属性			導入年	数量		定格出力	導入年	
1	1	101	3LDK	75.00	0.60	20	中住戸	最下階	1.00	1.0	1.10	1	6.3kW	1	2	ダクト式第三種比消費電力0.4W/(㎡/h)以下	2	ダクト式第三種比消費電力0.4W/(㎡/h)以下
2	1	102	3LDK	75.00	0.58	20	中住戸	最下階	1.00	1.0	1.10	1	6.3kW	1	2	ダクト式第三種比消費電力0.4W/(㎡/h)以下	2	ダクト式第三種比消費電力0.4W/(㎡/h)以下
3	1	103	3LDK	75.00	0.58	20	中住戸	最下階	1.00	1.0	1.10	1	6.3kW	1	2	ダクト式第三種比消費電力0.4W/(㎡/h)以下	2	ダクト式第三種比消費電力0.4W/(㎡/h)以下
4	1	104	3LDK	75.00	0.58	20	中住戸	最下階	1.00	1.0	1.10	1	6.3kW	1	2	ダクト式第三種比消費電力0.4W/(㎡/h)以下	2	ダクト式第三種比消費電力0.4W/(㎡/h)以下
5	1	105	3LDK	75.00	0.58	20	角住戸	最下階	1.00	1.0	1.10	1	6.3kW	1	2	ダクト式第三種比消費電力0.4W/(㎡/h)以下	2	ダクト式第三種比消費電力0.4W/(㎡/h)以下
6	2	201	3LDK	75.00	0.58	20	角住戸											
7	2	202	3LDK	75.00	0.50	20	中住戸											
8	2	203	3LDK	75.00	0.50	20	中住戸											
28	5	505	3LDK	75.00	0.50	20	中住戸											
29	5	506	3LDK	75.00	0.58	20	角住戸											
30	6	601	3LDK	130.00	0.58	20	角住戸											
31	6	602	3LDK	130.00	0.58	20	中住戸											
32	6	603	3LDK	130.00	0.58	20	角住戸											

8. 補助対象経費総括表(まとめ)

8. 補助対象経費総括表 (まとめ)

補助事業の名称	〇〇〇〇マンション	高層ZEH-M支援事業
---------	-----------	-------------

(全体) (単位：円)

	補助事業に要する経費	補助対象経費	補助対象外経費	補助金の額 (参考値)
設計費	688,000	688,000	0	
設備費・工事費	84,217,000	84,217,000	0	
合計	84,905,000	84,905,000	0	42,452,000

▼ 各年度の内訳

(1年目)

補助対象経費の区分	補助事業に要する経費	補助対象経費	補助対象外経費	補助金の額 (参考値)
設計費	688,000	688,000	0	344,000
設備費・工事費	9,555,000	9,555,000	0	4,777,500
合計	10,243,000	10,243,000	0	5,121,500
			補助金の額 (補助金算出額の合計に1,000円未満の 端数が生じた場合は、これを切り捨て)	5,121,000

(2年目)

補助対象経費の区分	補助事業に要する経費	補助対象経費	補助対象外経費	補助金の額 (参考値)
設計費	0	0	0	0
設備費・工事費	74,662,000	74,662,000	0	37,331,000
合計	74,662,000	74,662,000	0	37,331,000
			補助金の額 (補助金算出額の合計に1,000円未満の 端数が生じた場合は、これを切り捨て)	37,331,000

(3年目)

補助対象経費の区分	補助事業に要する経費	補助対象経費	補助対象外経費	補助金の額 (参考値)
設計費	0	0	0	0
設備費・工事費	0	0	0	0
合計	0	0	0	0
			補助金の額 (補助金算出額の合計に1,000円未満の 端数が生じた場合は、これを切り捨て)	0

(4年目)

補助対象経費の区分	補助事業に要する経費	補助対象経費	補助対象外経費	補助金の額 (参考値)
設計費	0	0	0	0
設備費・工事費	0	0	0	0
合計	0	0	0	0
			補助金の額 (補助金算出額の合計に1,000円未満の 端数が生じた場合は、これを切り捨て)	0

9-1. 補助対象経費総括表(1年目)

申請する事業年度数分、作成すること

全ての項目が他のシートより転記されるので、内容をよく確認のうえ申請すること

9-1. 補助対象経費総括表

事業年度		1年目					
補助事業の名称		〇〇〇〇マンション		高層ZEH-M支援事業			
設計費	項目		数量	補助対象経費	備考		
	省エネ性能評価取得に係る費用(住戸BELS取得費用を含む)(a)		32 戸	264,000 円	200,000円+(2,000円×住戸数)		
	交付決定後に行うエネルギー計算に係る費用	見積金額による算出額 (b)		450,000 円	「10-3.設計費費用明細書」から自動転記		
		補助対象経費の上限額による算出額 (c)	32 戸	424,000 円	200,000円+(7,000円×住戸数)		
		(b)又は(c)のうちいずれか低い額 (d)		424,000 円			
設計費の補助対象経費 総計 (A)				688,000 円 (A)=(a)+(d)			
専有部・共用部	住戸に係る高性能断熱材 (B)			9,555,000 円	「7.住戸情報入力」から自動転記(検算すること)		
	高効率個別エアコン	2.2kW	150,000 円	0 台	0 円	「7.住戸情報入力」から自動転記(検算すること)	
		2.5kW	160,000 円	0 台	0 円		
		2.8kW	170,000 円	0 台	0 円		
		3.6kW	180,000 円	0 台	0 円		
		4.0kW	190,000 円	0 台	0 円		
		5.6kW	200,000 円	0 台	0 円		
		6.3kW	220,000 円	0 台	0 円		
		7.1kW以上	240,000 円	0 台	0 円		
	小計 (C)			0 円			
	床暖房	温水式床暖房	100,000 円	0 台	0 円	「7.住戸情報入力」から自動転記(検算すること)	
		エアコン付 温水式床暖房	5.6kW以上	530,000 円	0 台		0 円
		5.6kW未満	460,000 円	0 台	0 円		
	小計 (D)			0 円			
	給湯設備	電気ヒートポンプ給湯機(エコキュート等)		300,000 円	0 台	0 円	「7.住戸情報入力」から自動転記(検算すること)
		潜熱回収型ガス給湯機(エコジョーズ等)		160,000 円	0 台	0 円	
		ハイブリッド給湯機		400,000 円	0 台	0 円	
		燃料電池(PEFC_700W以上)		1,000,000 円	0 台	0 円	
		燃料電池(SOFC_700W以上)		1,230,000 円	0 台	0 円	
		燃料電池(SOFC_400W以上)		990,000 円	0 台	0 円	
		別仕様に様よる燃加料算種	寒冷地仕様	250,000 円	0 台	0 円	
			中小都市ガス事業者によるガス供給	100,000 円	0 台	0 円	
			LPGガス仕様	120,000 円	0 台	0 円	
			国産天然ガスに対応する機種	60,000 円	0 台	0 円	
	小計 (E)			0 円			
	ダクト式第三種換気		80,000 円	0 台	0 円	「10-1. 費用明細(専有部)転記されるため、当該シート入力漏れがないか確認すること	
	照明設備		6,000 円	0 台	0 円		
	蓄電システム				0 円		
	エネルギー計測装置		100,000 円	0 台	0 円		
	エネルギー計測装置(ガスの計測ができるもの)		115,000 円	0 台	0 円		
	定額単価表にない導入設備				0 円		
	小計 (F)			0 円			
	設備費・工事費 合計 (G)				9,555,000 円 (G)=(B)		
	共用部	共用部に導入する設備			0 円	「10-2. 費用明細(共用部)転記されるため、当該シート入力漏れがないか確認すること	
小計 (H)			0 円				
専有部・共用部における設備費・工事費の補助対象経費 総計 (I)				9,555,000 円 (I)=(G)+(H)			

「7. 住戸情報入力」より転記されるため、当該シートの入力漏れがないか確認すること

「10-1. 費用明細(専有部)」より転記されるため、当該シートの入力漏れがないか確認すること

「10-2. 費用明細(共用部)」より転記されるため、当該シートの入力漏れがないか確認すること

9-2. 補助対象経費総括表(2年目)

申請する事業年度数分、作成すること

全ての項目が他のシートより転記されるので、内容をよく確認のうえ申請すること

9-2. 補助対象経費総括表

事業年度		2年目					
補助事業の名称		〇〇〇〇マンション		高層ZEH-M支援事業			
設計費	項目		数量	補助対象経費	備考		
	省エネ性能評価取得に係る費用(住戸BELS取得費用を含む。(a)						
	交付決定後に行うエネルギー計算に係る費用	見積金額による算出額 (b)					
		補助対象経費の上限額による算出額 (c)					
		(b)又は(c)のうちいずれか低い額 (d)					
設計費の補助対象経費 総計 (A)				0 円 (A)=(a)+(d)			
専有部・共用部	住戸に係る高性能断熱材 (B)			21,357,000 円	「7.住戸情報入力」から自動転記(検算すること)		
	高効率個別エアコン	2.2kW	150,000 円	0 台	0 円	「7.住戸情報入力」の各導入年数が反映されるのを確認すること	
		2.5kW	160,000 円	0 台	0 円		
		2.8kW	170,000 円	0 台	0 円		
		3.6kW	180,000 円	0 台	0 円		
		4.0kW	190,000 円	0 台	0 円		
		5.6kW	200,000 円	0 台	0 円		
		6.3kW	220,000 円	29 台	6,380,000 円		
	7.1kW以上	240,000 円	3 台	720,000 円	「7.住戸情報入力」から自動転記(検算すること)		
	小計 (C)				7,100,000 円		
	床暖房	温水式床暖房	100,000 円	32 台	3,200,000 円	「7.住戸情報入力」から自動転記(検算すること)	
		エアコン付	5.6kW以上	530,000 円	0 台		0 円
		温水式床暖房	5.6kW未満	460,000 円	0 台		0 円
	小計 (D)				3,200,000 円		
	給湯設備	電気ヒートポンプ給湯機(エコキュート等)		300,000 円	0 台	0 円	「7.住戸情報入力」から自動転記(検算すること)
		潜熱回収型ガス給湯機(エコジョーズ等)		160,000 円	0 台	0 円	
		ハイブリッド給湯機		400,000 円	0 台	0 円	
		燃料電池(PEFC_700W以上)		1,000,000 円	32 台	32,000,000 円	
		燃料電池(SOFC_700W以上)		1,230,000 円	0 台	0 円	
		燃料電池(SOFC_400W以上)		990,000 円	0 台	0 円	
		別仕様に様よる燃加料算種	寒冷地仕様	250,000 円	0 台	0 円	
			中小都市ガス事業者によるガス供給	100,000 円	0 台	0 円	
			LPGガス仕様	120,000 円	0 台	0 円	
			国産天然ガスに対応する機種	60,000 円	0 台	0 円	
		小計 (E)				32,000,000 円	
	ダクト式第三種換気		80,000 円	29 台	2,320,000 円	「10-1. 費用明細(専有部) 転記されるため、当該シート入力漏れがないか確認すること	
	照明設備		6,000 円	448 台	2,688,000 円		
	蓄電システム				288,000 円		
	エネルギー計測装置		100,000 円	0 台	0 円		
	エネルギー計測装置(ガスの計測ができるもの)		115,000 円	32 台	3,680,000 円		
	定額単価表にない導入設備				730,000 円		
	小計 (F)				9,706,000 円		
	設備費・工事費 合計 (G)				73,363,000 円 (G)=(B)+(C)+(D)+(E)+(F)		
	共用部	共用部に導入する設備			1,299,000 円	「10-2. 費用明細(共用部) 転記されるため、当該シート入力漏れがないか確認すること	
小計 (H)			1,299,000 円				
専有部・共用部における設備費・工事費の補助対象経費 総計 (I)				74,662,000 円 (I)=(G)+(H)			

「7. 住戸情報入力」の各設備の導入年数が反映されるので、よく確認すること

「10-1. 費用明細(専有部)」より転記されるため、当該シートの入力漏れがないか確認すること

「10-2. 費用明細(共用部)」より転記されるため、当該シートの入力漏れがないか確認すること

10-1. 費用明細書（専有部）

[illegible]

10-2. 費用明細書（共用部）

10-2. 費用明細書（共用部）

事業地区区分	2年度事業(年目)
設備区分	その他
設備名	定額単価表にない設備

事業年度 1年目																									事業年度 2年目																									事業年度 3年目																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
費目	単位	型式	数量	単価	数量	単価	数量	単価	数量	単価	数量	単価	数量	単価	数量	単価	数量	単価	数量	単価	数量	単価	数量	単価	数量	単価	数量	単価	数量	単価	数量	単価	数量	単価	数量	単価	数量	単価	数量	単価	数量	単価	数量	単価	数量	単価	数量	単価	数量	単価	数量	単価	数量	単価	数量	単価	数量	単価	数量	単価	数量	単価	数量	単価	数量	単価	数量	単価	数量	単価	数量	単価	数量	単価	数量	単価	数量	単価	数量	単価	数量	単価	数量	単価	数量	単価	数量	単価	数量	単価	数量	単価	数量	単価	数量	単価	数量	単価	数量	単価	数量	単価	数量	単価	数量	単価	数量	単価	数量	単価	数量	単価	数量	単価	数量	単価	数量	単価	数量	単価	数量	単価	数量	単価	数量	単価	数量	単価	数量	単価	数量	単価	数量	単価	数量	単価	数量	単価	数量	単価	数量	単価	数量	単価	数量	単価	数量	単価	数量	単価	数量	単価	数量	単価	数量	単価	数量	単価	数量	単価	数量	単価	数量	単価	数量	単価	数量	単価	数量	単価	数量	単価	数量	単価	数量	単価	数量	単価	数量	単価	数量	単価	数量	単価	数量	単価	数量	単価	数量	単価	数量	単価	数量	単価	数量	単価	数量	単価	数量	単価	数量	単価	数量	単価	数量	単価	数量	単価	数量	単価	数量	単価	数量	単価	数量	単価	数量	単価	数量	単価	数量	単価	数量	単価	数量	単価	数量	単価	数量	単価	数量	単価	数量	単価	数量	単価	数量	単価	数量	単価	数量	単価	数量	単価	数量	単価	数量	単価	数量	単価	数量	単価	数量	単価	数量	単価	数量	単価	数量	単価	数量	単価	数量	単価	数量	単価	数量	単価	数量	単価	数量	単価	数量	単価	数量	単価	数量	単価	数量	単価	数量	単価	数量	単価	数量	単価	数量	単価	数量	単価	数量	単価	数量	単価	数量	単価	数量	単価	数量	単価	数量	単価	数量	単価	数量	単価	数量	単価	数量	単価	数量	単価	数量	単価	数量	単価	数量	単価	数量	単価	数量	単価	数量	単価	数量	単価	数量	単価	数量	単価	数量	単価	数量	単価	数量	単価	数量	単価	数量	単価	数量	単価	数量	単価	数量	単価	数量	単価	数量	単価	数量	単価	数量	単価	数量	単価	数量	単価	数量	単価	数量	単価	数量	単価	数量	単価	数量	単価	数量	単価	数量	単価	数量	単価	数量	単価	数量	単価	数量	単価	数量	単価	数量	単価	数量	単価	数量	単価	数量	単価	数量	単価	数量	単価	数量	単価	数量	単価	数量	単価	数量	単価	数量	単価	数量	単価	数量	単価	数量	単価	数量	単価	数量	単価	数量	単価	数量	単価	数量	単価	数量	単価	数量	単価	数量	単価	数量	単価	数量	単価	数量	単価	数量	単価	数量	単価	数量	単価	数量	単価	数量	単価	数量	単価	数量	単価	数量	単価	数量	単価	数量	単価	数量	単価	数量	単価	数量	単価	数量	単価	数量	単価	数量	単価	数量	単価	数量	単価	数量	単価	数量	単価	数量	単価	数量	単価	数量	単価	数量	単価	数量	単価	数量	単価	数量	単価	数量	単価	数量	単価	数量	単価	数量	単価	数量	単価	数量	単価	数量	単価	数量	単価	数量	単価	数量	単価	数量	単価	数量	単価	数量	単価	数量	単価	数量	単価	数量	単価	数量	単価	数量	単価	数量	単価	数量	単価	数量	単価	数量

10-3. 設計費費用明細書

10-3. 設計費費用明細書

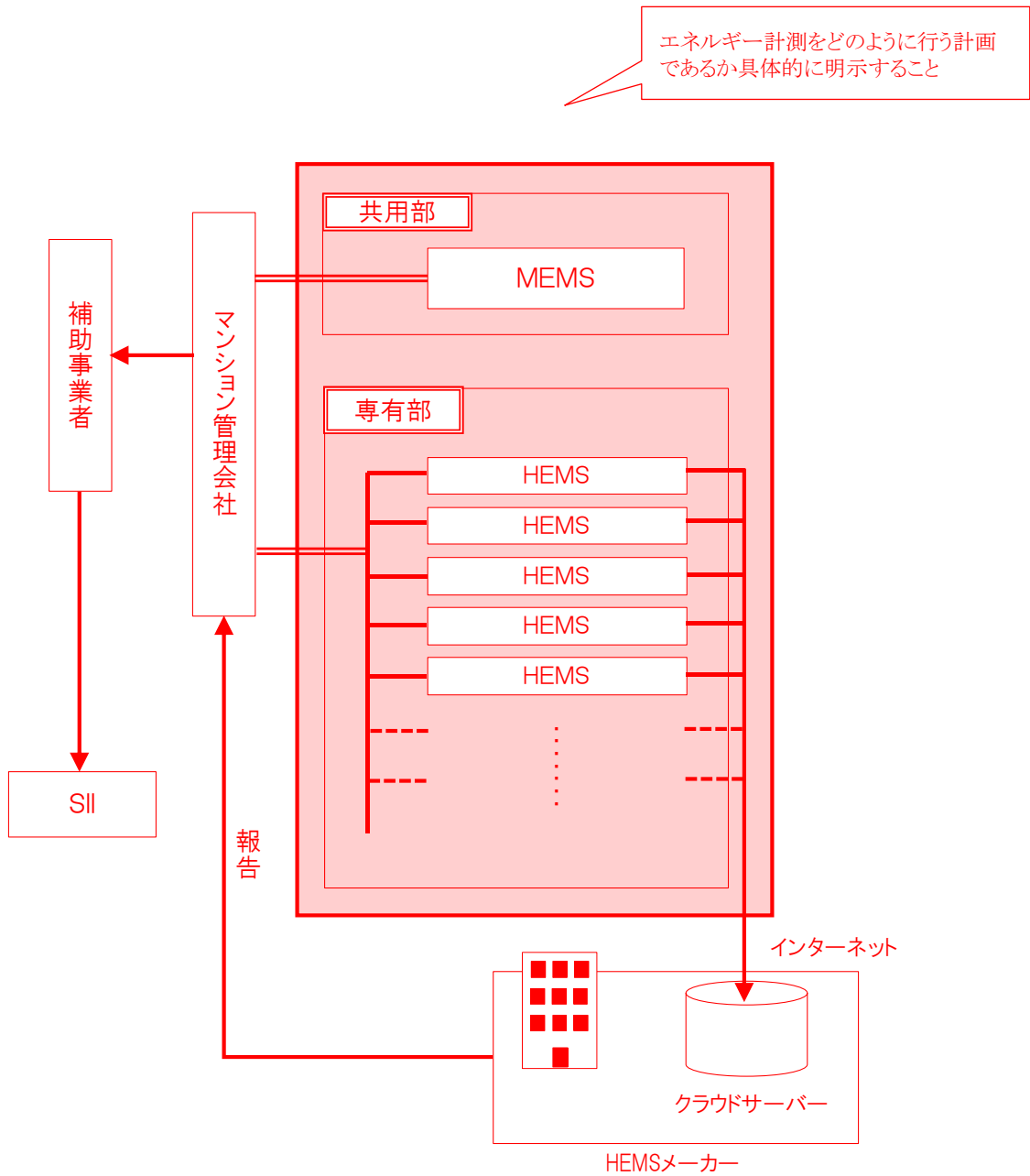
1年目

交付決定後に行うエネルギー計算に係る費用を補助対象とする場合は、本シートにて見積明細を算出すること

項目	単位	令和3年度交付申請時							備 考
		単 価	補助事業に要する経費		補助対象経費		補助対象外経費		
			数量	金 額	数量	金 額	数量	金 額	
エネルギー計算に係る費用	式	450,000	1	450,000	1	450,000	0	0	
				0		0	0	0	
				0		0	0	0	
				0		0	0	0	
				0		0	0	0	
				0		0	0	0	
				0		0	0	0	
				0		0	0	0	
				0		0	0	0	
				0		0	0	0	
				0		0	0	0	
				0		0	0	0	
				0		0	0	0	
				0		0	0	0	
				0		0	0	0	
				0		0	0	0	
				0		0	0	0	
				0		0	0	0	
				0		0	0	0	
				0		0	0	0	
合計				450,000		450,000		0	

11. エネルギー計測計画図

11. エネルギー計測計画図



共用部と主管流量についてMEMSを活用し、
専有部についてクラウド型HEMSメーカーからのデータ提供を受け、
マンション管理会社がエネルギー使用状況を取りまとめて補助事業者に報告する計画の例

12. 事業実施工程表

1.2. 事業実施工程表

〇〇〇〇マンション新築工事 事業実施工程 (令和3年度高層ZEH-M支援事業 申請)

記入例

6章 申請書提出先及び問合せ先

6 申請書提出先及び問合せ先

申請書提出先及び問合せ先

(1) 提出先

以下の「申請書提出先シート」を切り取り、必ず枠内の会社名・担当者氏名・電話番号を明記し、内容物欄にチェックをした上で**梱包等に貼り付けて**提出すること。
複数の申請書をまとめて一口で提出する場合は、申請書数も明記すること。複数の個口に分けて提出する場合は、「申請書提出先シート」を複製して利用すること。
なお、申請書の提出先は、事業によって異なるため、他の事業には絶対に使いまわさないこと。

〒104-0061
東京都中央区銀座2-16-7 恒産第3ビル7階
一般社団法人 環境共創イニシアチブ

『令和3年度
高層ZEH-M(ゼッチ・マンション)支援事業』

会社名
担当者氏名
電話番号

申請書提出先シート
※あてはまる内容物に
チェックをしてください
☐ 交付申請書
☐ その他の書類
申請係
複数申請の場合
申請書数 件

使用例



(2) 発送の注意事項

- ① 他の事業の「申請書提出先シート」使いまわし等により、提出先に間違いがある場合は申請書を受理できないので注意すること。
- ② SIIからZEHデベロッパーに対して申請書を受け取った旨の連絡はしない。
- ③ 必ず配送状況が確認できる手段(簡易書留等)で送付すること。
- ④ 申請者がSIIに送付する申請書は「信書」に該当するものが含まれることから、郵便物・信書便物以外の荷物扱いで発送できないので、注意すること。
- ⑤ 申請書の持ち込みは受理しないので注意すること。

(3) 問合せ先

TEL:03-5565-4533 (10時~12時、13時~17時 平日のみ)

※ 上記以外の電話番号に問い合わせても、一切回答はいたしかねるため、必ず上記の問合せ先に連絡すること。

補助事業の詳細は、SIIホームページをご覧ください

「高層ZEH－M支援事業」

https://sii.or.jp/moe_zeh_m03/zeh_mh/

TEL 03-5565-4533

【受付時間】 平日 10:00～12:00、13:00～17:00